672
55

「ウガンダ」保護領事情

外務省通商局編

0001014-000

672－55

ウガンダ保護領事情

外務省通商局・編

外務省通商局

昭和９

AAB

昭和九年七月

「ウガンダ」保護領事情

外務省通商局

例言

本書は本年「ウガンダ」保護領を旅行せる在「モンバサ」領事館功力書記生提出に係る視察報告なり。

本保護領に關しては昭和三年十二月當局刊行「英領東阿弗利加事情」中にも調書あり本書は右調書と相俟ち本保護領研究の資料として有益なりと認め刊行せるものなり。

昭和九年七月

通商局第二課

同局寄贈本

672-55

「ウガンダ」保護領事情

目次

第一章　地理……一―三
　位置‖面積‖地勢‖氣候
第二章　歴史……四―六
第三章　政治……七―一一
第四章　人口及都市……一二―一四
第五章　交通及通信……一五―二〇
　(一)交通(イ)道路‖(ロ)鐵道ー(ハ)水路‖(ニ)空路
　(二)通信(イ)郵便‖(ロ)電信電話
第六章　産業……二一―五三
　(一)農業
　(イ)棉花(イ)播付‖(ロ)出廻期‖(ハ)品種及收穫(ニ)原棉買付組織‖(ホ)繰綿工場‖(ヘ)「リント」の取引及輸出‖(ト)棉花の輸送及運賃

(チ) 一九三一―三二年棉花狀況
(リ) 一九三二―三三年の棉花狀況
(ヌ) 一九三三―三四年の綿花狀況
(ル)「プソカ」「ジンニングプール」
(ヲ) 棉實
(ロ) 珈琲㈠土人栽培㈡歐洲人栽培㈢亞細亞人栽培
(ハ) 煙草
(ニ) 油用種子
(ホ) 土人食用作物
(ヘ) 甘蔗及砂糖
(ト)「パラゴム」
(チ) 茶
(二) 畜產業
(三) 鑛產業
(四) 漁業
(五) 製造工業
第七章 商業貿易……五四―六二
國內市場及貿易大要
(イ) 輸入貿易
(ロ) 輸出貿易
第八章 金融機關……六三
第九章 財政及租稅……六四―七〇
(一)歲出入㈡(二)主要稅目及收稅額㈡(三)負債及財產
第十章 敎育……七一―七八
第十一章 土人衞生、疾病、出生、死亡狀態……七九―八五
第十二章 所得及生活費……八六―八八
第十三章「ウガンダ」輸入貿易將來の動向……八九―九一

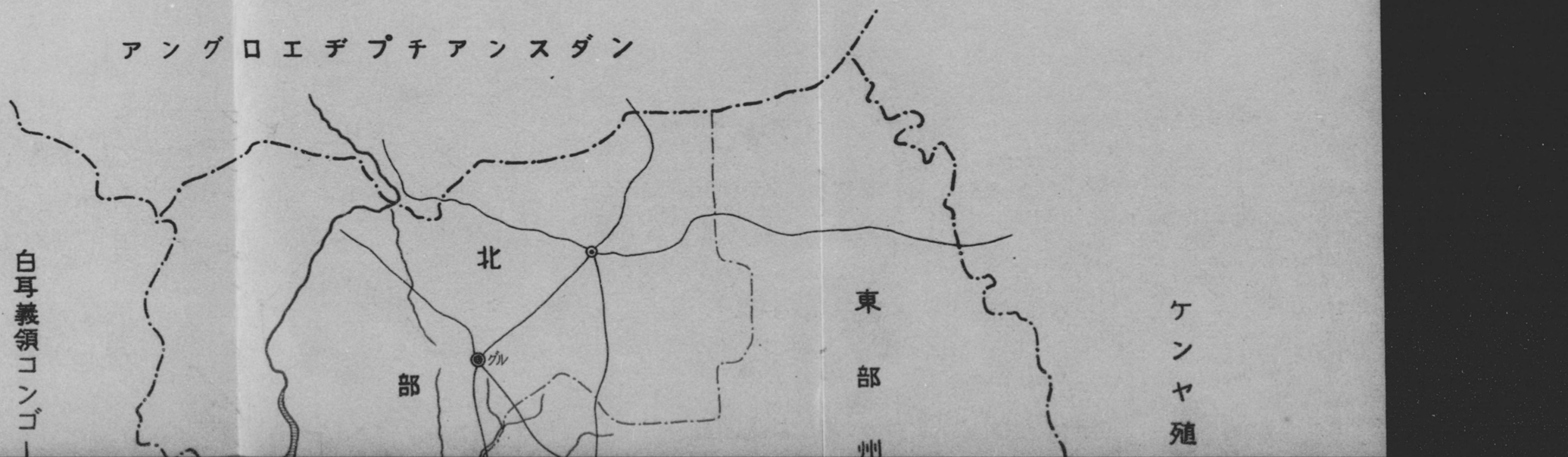
アングロエヂプチアンスダン
白耳義領コンゴー
北
部
グル
東
部
州
ケンヤ殖

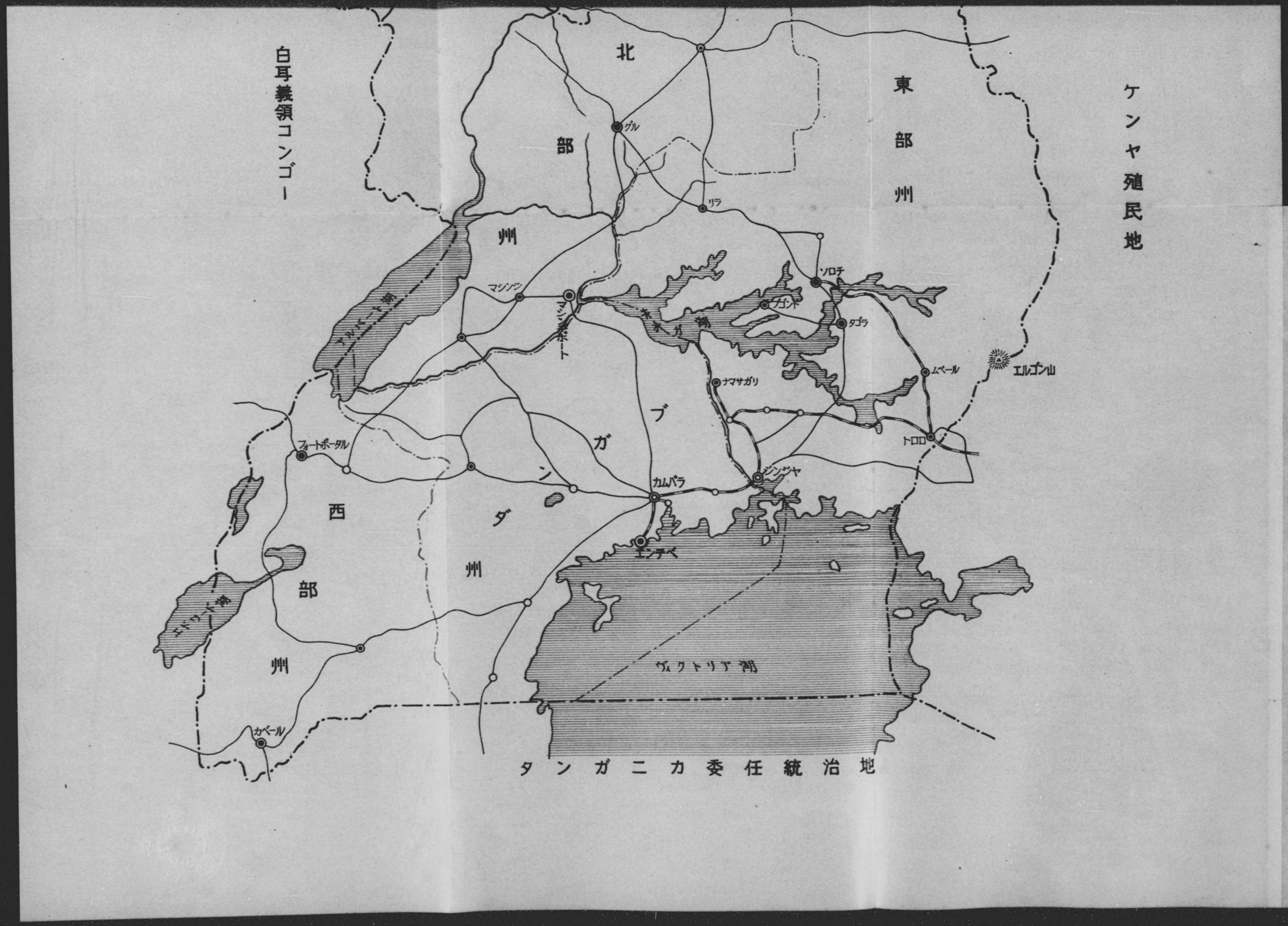

ケンヤ殖民地
白耳義領コンゴー
北部州
東部州
西部州
ブガンダ州
ヴィクトリア湖
エドワード湖
アルバート湖
キャガ湖
グル
リラ
ソロチ
ブゴンド
タゴラ
マシンジ
マシンボート
ナマサガリ
ムベール
エルゴン山
トロロ
ジンジャ
カムパラ
エンテベ
フォートポータル
カベール
タンガニカ委任統治地

一ウガンダスワンプ交通

ウガンダ土人

ウガンダスワンプ交通

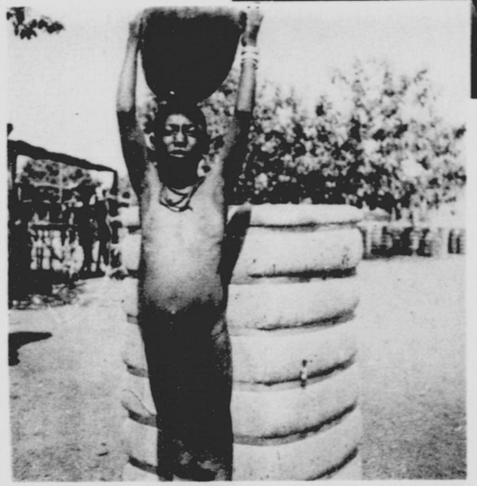

ウガンダ土人

ブガンダ王宮

モダン ウガンダ土人

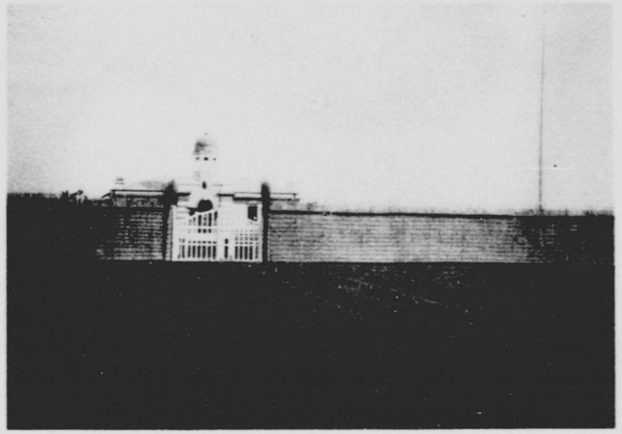

ブガンダ王宮

モダンウガンダ土人

人土ノ地奥ダンガウ

棉　花　畑

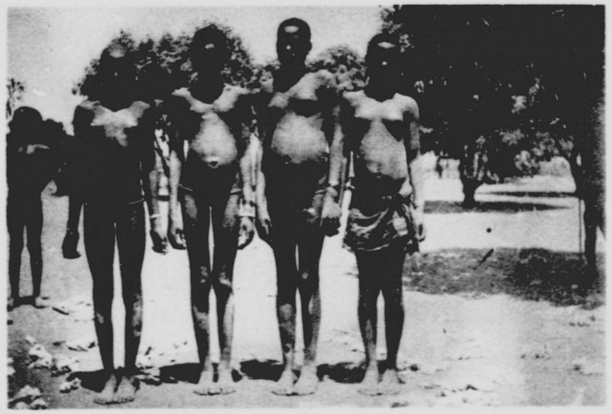

土人ノ地廻ダンガウ

棉　花　畑

ローリー　搬運棉原

工場ニ於ケル棉花ノ秤量

ローリー搬運棉原

工場ニ於ケル棉花ノ秤量

十一工場ニ於ケル棉花ノ秤量

綿繰工場内部

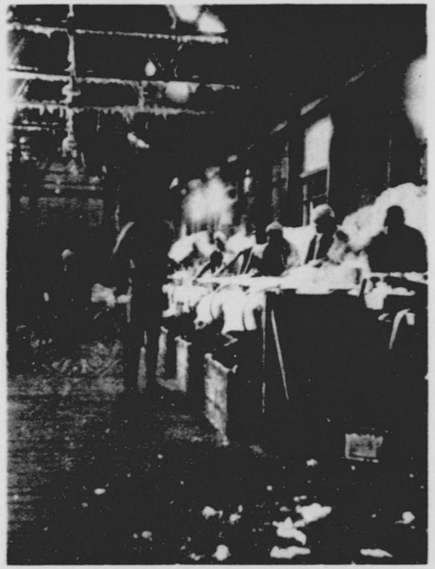

↑工場ニ於ケル棉花ノ秤量

綿繰工場内部

棉繰工場内部

甘蔗園及砂糖工場

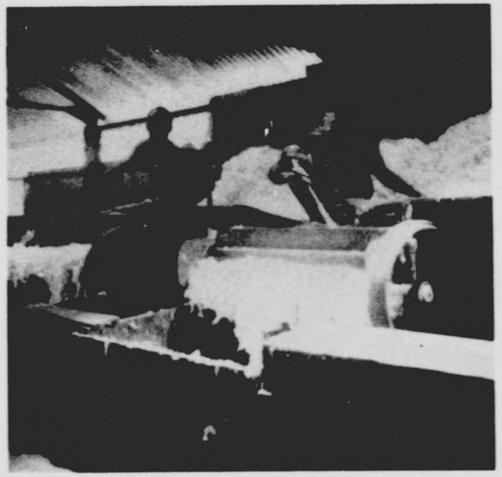

綿繰工場内部

甘蔗園及砂糖工場

「ウガンダ」保護領事情

第一章　地理

「ウガンダ」保護領は白耳義領「コンゴー」、「スダン」、「ケンヤ」及「タンガニカ」の間に横はり南緯一度より北は「アルバート・ナイル」の可航極に至り、東は「スダン」との國境「ズリア」山より「タルカナ」の急崖に沿ひて一萬四千百七十八呎の「エルゴン」山の噴火口を通じ更に「マラソ」河及「ソロ」河に沿ひて「ケンヤ」及「タンガニカ」に續き、西は「ナイル」及「コンゴー」の分水嶺、「アルバート」湖、「セムリキ」河、「ルウェンゾリ」山脈及「エドワード」湖等を連ぬる線を以て白耳義領「コンゴー」に接す。

其の面積は未だ全國的調査未了の爲め實數不明なるも大體九萬四千二百四平方哩と稱せられ、内一萬三千六百十六平方哩は水域にして陸地は八萬五百八十八平方哩に過ぎざるも東阿中最も肥沃にして各種農作物の栽培に適す。

當領は大體海拔三千五百呎乃至四千呎の高度を有し湖沼河川に富み地勢は變化多きも大體南境

の「ルウェンゾリー」山脈と「ケンヤ」との國境「エルゴン」山より發して北西に走る山脈との間に横はれる一平原なり。

「ナイル」河は「ヴィクトリア」湖の北岸「ジンジャ」附近の「ナポレオン」灣より發し北流して「キオガ」湖に入り其の西北端「マシンジ・ポート」の附近より流出して更に「アルバート」湖に注ぎ再び流出して北方に流れ國境を越えて「スダン」に入る。其の間「キオガ」湖の南端「ナマサガリ」より同湖と「アルバート」湖との間に位する河港「アッラ」迄及「アルバート」湖の「プチアバ」より「スダン」との國境「ニムル」迄舟運の便あり。

氣候は勿論熱帶性にして氣温は場所及時季に依り多少異るも平均華氏六十度乃至八十度なり。「アルバート」湖附近の「ナイル」峽谷地方は比較的暑く最高九十度最低七十度なるも東南「エルゴン」山の高傾斜面地方及西南「ルウェンゾリー」山脈地方は寒冷にして山頂には四時白雪を戴く、而して一年の內最も暑きは大體一月及二月にして五月より六月に至る間は比較的凉し。

最近の最高温度は「ムベール」に於て示したる九十七度六分にして最低は「カベール」に於ける四十一度四分なり、今當領中四箇所に於て示したる最高及最低温度を示せば左の如し。

地名		一月		七月	
		最高	最低	最高	最低
「エンテベ」		八六・〇	五九・九	七九・四	五九・四
「ムベール」		九五・四	五六・一	八四・〇	五七・一
「フォートポータル」		八三・九	四五・四	七八・八	五一・一
「ホイマ」		九四・〇	五九・〇	八二・〇	六〇・〇

降雨は三月より六月に至る間最も多く此の期間を大雨季と稱し、九月乃至十月を小雨季とす。一九三二年は降雨例年より多く北方「キッグム」に於ては二割七分、中部地方「ブソガ」、「メンゴ」、「ブンヨロ」及「トロ」の四郡に於ては四分、西「ナイル」の「アルア」に於ては一割方多雨にして「ムタイ」に於ては同年三月十四日に四吋一二の降雨（二十四時間）ありて最高記錄を示したり。然るに昨年は降雨比較的少く從つて右兩年の棉花は其の光澤に非常なる相違を示したり。

第二章　歴　史

歐洲人探險家到來以前の「ウガンダ」の歴史に就ては現在當領を構成し居る「ウガンダ」、「ブソガ」、「ブンヨロ」、「トロ」、「アンコール」及「ブソガ」等の元土人王國に關する傳說說話等に依つて窺ひ得らるゝに過ぎず。「ウガンダ」の姿が稍々はつきりと現はれたるは歐洲人探險家の到來したる十九世紀の後期以後なり。卽ち十九世紀の初頭「アラブ」人行商が「ヴィクトリア」湖岸に到着し又「スペック」及「グランド」が一八六八年「ナイル」の水源を究めんとして南方より到來したる以前に於ては全然外部文明との交涉なく從つて其の歴史は極めて不鮮明なり。

「ウガンダ」は彼の有名なる「エイチ・エム・スタンレー」の探險に依つて漸く歐洲人の間に知られ、一八七七年英國布敎團の到來に續いて加特力布敎團の遠征あり、此の兩派は更に之と前後して到來したる「マホメッド」布敎團と三巴となり各々鎬を削りて勢力扶植を爭ひ「ハンニングトン」が土人迷信打破を標榜して東方より侵入し各宗派を攻擊したる爲め、「ムワンガ」(「ブガンダ」王「ムテサ」の子にして一八八四年卽位)の命に依りて弑せられたる事件後各宗派の爭は一層熾烈となり其の後七箇年に亙る宗敎戰を見たり。

此の宗敎戰は事實上「ウガンダ」に對する各歐洲勢力の爭覇戰にして一時は英、佛、獨何れの勢力下に歸するや全然不明の狀態なりしも、一八八六年獨逸が其の主張を放棄し、續いて一八九〇年「キャプテン・ルガード」は英帝國東阿會社の爲めに「ブガンダ」王「ムワンガ」と一條約を締結したり。右は英國側に對し其の內政に干與するの權利を與へたるものにして該條約は當領に於ける英國の勢力を確立したるものなり。

越へて一八九二年に至り同會社は「ウガンダ」統治の重費に堪へず此の權利を英國政府に移轉することゝしたり。依つて英國政府は保護領設立の計畫を樹て之が調査の爲め「サー・ジェラルド・ポータル」を特派したり。同氏は其の後間もなく病を得て歸國したるが保護領設立の議は急激に進展し、一八九四年八月二十七日英國は「ウガンダ」保護領を中外に宣言したり。

其の後三年を經て「ムワンガ」は謀反を煽動し敗れて國外に逃れ、其の幼兒が王位を繼承したり。之現在の「カバカ」なり。尙其の後程なく當時「ウガンダ」に居たる「スダニーズ」軍の不平分子が暴動を起し「ムワンガ」王及從前より英國の統治に絕へず妨害を加へ居たる「ブンヨロ」王「カバレガ」が之に加擔し、約一箇年に亙りて抗爭を續けたるが、結局敗れ前記二王は追放せられたり。斯くて一八九九年以來當領は平和となりたり。而して一九〇一年「ケンヤ・ウガンダ」鐵

道開通し更に「ブソガ・ボートベル」鐵道及各自動車路の完成等に依つて諸産業は急速なる發達を示したり。一時「ヴィクトリア」湖岸及其の島嶼に睡眠病流行し無慮十數萬の死者を數へるに至り、流行地域より人口を移動せしむるの已むなき狀態に陷りたるも、嚴重なる豫防手段の結果同湖には再び此の厄を見ざる樣になり又歐洲大戰以來引き續きたる經濟不況、「リンダーベスト」及「インフルエンザ」の流行並貿易の不振等種々の障害頻發したるに拘らず當領は依然發達を續け來れり。

第三章　政　治

當初歐洲人が「ウガンダ」に到着したる時は既に「バンツ」族殊に「バガンダ」族間には阿弗利加固有の文明以上に進歩したる政治組織存在し居たり。卽ち彼等の間には君主封建制に類似したる政治機構在り現在の英國の行政は全然該組織に基礎を有するものなり。

英國は「ムワンガ」及「カバレガ」の謀反平定後「エーチ・エーチ・ジョンストン」を皇帝の特使として派遣し、「ブガンダ」、「トロ」及「アンコール」の土人政府の權限を決定し領主權との關係を定むる協定をなすことを命じ、該協定は一九〇〇年及一九〇二年の間に正式に締結せられたり。而して其の後英國が其の統治を一層原始的種族に迄擴張する事業は「アンコール」に於ける「サブ・コンミッショナー」暗殺事件の爲め一時停頓したることあるも、大體順調に進み當領土人は悉く英國の支配を納得するに至れり。

英國は支配權確立以來一九〇七年迄は「コンミッショナー」をして統治に當らしめ居たるが、同年總督制に變更し「サー・ヘスケスベル」を初代總督に任命し、一九二一年に至り新に執行會議及立法會議を設置したり。而して立法會議は大多數の官吏議員と少數の指名民間議員を以て組織

せらる。

當領は行政上「ブガンダ」、東部、西部及北部の四州に分たれ各州に州知事を置く、而して州は更に郡に分れ郡長 (District-Commissioner) に依つて統治せらる。然れ共一方各州及郡に於ては土人の自治が許容せられつゝあり。以下土人の自治に就き略述すべし。

各州の政治上の地位には夫々差異あり。「ブガンダ」州に於ては一九〇〇年の「ブガンダ」協定に依り「カバカ」は其の土民に對し直接支配權を有し「ルキコ」(土人會議)又他の機關を通じて司法權をも行使しつゝあり。

「ルキコ」の組織は左の如し。

一、三大臣(總理大臣、司法長官及大藏大臣)。

二、二十名の「カウンテー・チーフ」若くは其の代理者。

三、各「カウンテー」より「カバカ」の選定したる貴族三名。

四、「カバカ」の任命したる有力者六名。

大臣及各「チーフ」は「カバカ」が之を任命するも總督の承認を經るものとせらる。而して「カバカ」及「ルキコ」は總督の承諾を條件として「ブガンダ」に於ける其の土民統治に關する法律

を制定する權能を有す。

他の三州に於ても土人自治は承認せられ居り、該自治の範圍は大體「ブガンダ」の場合を標準とするも各土民の進歩の程度に依り多少の差異あり。

尙土人自治は各郡及種族地域にも許容せられ居ること前述の如し。而して此等の州には土人行政機關として土人會議 (Council) なるものあり、同會議は各「カウンテー」の「チーフ」及「サブチーフ」若くは「サボージネート・チーフ」に依つて構成せられ完全なる立法權は有せざるも其の決議に依り土人法を改定若くは變更し又土人法違反に對する刑罰を決定する權限を有す。

土人會議は行政上の常務事項決定の爲めに恒久的に會合せられ居り、時に屬れ「ヂストリクト・コンミッショナー」に對し其の意見を具申す。尙其の主要議事々項は次の如し。

(イ) 土人習慣法の變更

(ロ) 種族の利益の爲めにする土人行政資金の支出

(ハ) 農業及畜産の開發及勞働問題

(ニ) 食用作物及飢饉對策

(ホ) 「ヂストリクト・コンミッショナー」の諮問に係る種族に關する一切の事項

次に「ブガンダ」に於ける土人裁判所に就て述ぶれば當領に於ける土人裁判所の設立及裁判權は裁判條例（Court Ordinance）に支配せらるゝものにして「ブガンダ」に於ける「ルキコ」の裁判權は「カバカ」（裁判長）、判事長（副裁判長）、二大臣、專任裁判官及「カバカ」が總督の承認を經て任命したる三名の職員（任期一箇年）を以て構成せられたる裁判所に依つて行使せらる。而して該裁判所は以前に於ては「オムラムジ」（裁判官）、其の補助員及「ルキコ」の代表者二名に依つて構成せられ居たるが、此の構成は不完全なりしを以て一九三二年九月二十二日附布告の下に前記の如く構成替することゝなり翌年一月一日より實行せられたるものなり。

本裁判所は土人の裁判に關する限り殆ど全裁判權（一審、控訴審、再審等）を有す。

各土人政府は年々夫々豫算を編成し總督の承認を經るものとせらる。今一九三二年に於ける各土人政府の豫算の總額を保護領の豫算と對照表示すれば左の如し。

	歳入	歳出
土人政府豫算	二七一、九〇三磅	二九一、六二七磅
保護領豫算	一、三五七、〇六七	一、三二四、九四〇
土人政府豫算總額ノ保護領豫算ニ對スル割合	一九・九八%	二二・〇一%

各土人政府の歳入源は人頭稅拂戻、「ブスル」（本稅は一種の種族稅にして各種族に對し其の義務の代償として課するものなり 以前に於ては各「チーフ」が强請したるものなり）拂戻、「ルワロ」（公共事業に就役する代りに納付するもの）及土人裁判所の科料、罰金等にして其の支出は土人會議が之を決定す。

各土人政府の會計は保護領會計檢查官之を檢查し、各政府は檢查費用として其の資金中より年々一定額を支出しつゝあり。

第四章　人口及都市

當領の人口總數は大約三百五十五萬にして其の大部分は土人なり。而して一九三一年の調査に依れば土人は三百五十三萬六千二百六十七人にして大體「バンツ」、「ニロチック」及「ハミチック」の三種族に區別することを得るも、就中大多數を占むるものは「バンツ」族なるが同族は更に「バガンダ」「ブンヨロ」「バトロ」「バヤンコール」「バリガ」並「ヴィクトリヤ・ナイル」の南北地方及東部州の一部に居住する二三の小數族に分たる。

「ニロチック」は主として北部及北西部地方に居住し「ヘミチック」は「ケンヤ」に接する極北部「スダン」の國境より「エルゴン」山に及ぶ廣大なる地域に散在居住し居れども内重要なる社會を作り居るものは「テソ」族なり。

當領に於ける歐洲人及亞細亞人は極めて少數にして一九三一年の調査に依れば夫々二千一人及一萬四千百五十人なり。而して一九三二年には歐洲人は減少し亞細亞人は多少增加を見たり。即ち同年の出生數は歐洲人三十九、亞細亞人四百九、入移民數は歐洲人五百九、亞細亞人二千三十九なる處死亡數は歐洲人九、亞細亞人百四十七にして出移民數は歐洲人五百八十二、亞細亞人二千百四十五なるを以て歐洲人は同年に於て四十三人を減じ亞細亞人は百五十二人の增加なり。

當領人口の大部分を占むる土人は多く地方に散居し農業に從事しつゝあり。現在當地方に於ては商業は全然土人以外のものゝ手中に納められ工業としては見るべきもの殆どなき有樣なるを以て都市への人口集中現象は現はれず。從つて現在大都市なく而も各都市は都市としての施設等頗る不完全なり。而して當領の商工業を分擔する歐洲人及亞細亞人の多くは都市に在住す。

當領に於ける主要都市を擧ぐれば左の如し。

(イ)「エンテベ」

「ヴィクトリア」湖の北岸に位し海拔三千八百六十三呎にして氣候良好、「ウガンダ」領の首府にして總督駐在し諸官衙多し。

(ロ)「カムパラ」

「ブガンタ」王國の首府、當領商業の中心地にして物資の集散地なり。

「ケンヤ・ウガンダ」鐵道通じ活氣を呈す。

(ハ)「ジンジヤ」

「ヴィクトリア」湖の北岸「カムパラ」の東方五十哩の地點に位し東部地方產棉花の中心市場

にして日本綿花會社及東洋綿花會社の出張所あり。

(ニ)「ナマサガリ」

「キオガ」湖の南岸に位し「キオガ」湖上交通の起點にして「ケンヤ・ウガンダ」鐵道の支線通ず。

(ホ)「マシンジ」

「マシンジ・ボート」を控へ「キオガ」及「アルバート」湖間交通の要衝に當り氣候溫和にして健康地なり。

(ヘ)「グル」

北部州第一の都會にして同州の政治商業の中心地たり。

以上の外「リラ」、「ホイマ」等の小都會あり、何れも「ジストリクト・コムミッショナー」の駐在地にして各農產品及輸入商品の集散地なり。

第五章　交通及通信

(一)　交通

(イ)　道路

當領に於ては鐵道比較的少きも道路は著しく發達し、坦々たる良道は到る處に通じ自動車交通發達し棉花の出廻期等には自動車及「トラック」等頗る頻繁に往來しつゝあるを見る。現に自動車「ベンジン」の如きは當領輸入額中可成り多額を占めつゝあり。

當領の道路は其の耐重量の點より大體三階級に分つことを得、而して政府の建設維持に係る主要道路の總哩數は一千七百九十五哩なるが其の內譯は左の如し。

一等道路	四輪「タイヤー」六輪「タイヤー」七噸車 九噸車	通行可	一、〇四二哩
二等道路	四輪「タイヤー」六輪「タイヤー」五噸車 五噸車	同	五三三哩
三等道路	四輪「タイヤー」六輪「タイヤー」二噸半車 四噸半車	同	二二〇哩

此等道路の維持費は平均一哩に付十八磅五志見當なりと云ふ。

右の外土人政府の建設維持に係る道路五千二百六十哩あり、該道路は二噸半積車輛の交通自由

なり。

當領には商業の中心地たる「カムバラ」より附近の主要地點迄乘合自動車の便あり、之は全部亞細亞人及土人の經營に屬す。元來此の乘合は彼等自身の爲めに開始せられたるものなるを以て料金は低廉なるも歐洲人は利用せず。

道路及其の交通機關に關する事務は「カムバラ」警察本所の「セントラル・レジストレーション・ビューロー」及交通警察部に於て管掌す。而して一九三二年に於ける自動車鑑札下附は三千七百七十四件、內普通自動車一千四百二十八件、「ローリー」一千三百八十八件、「モーター・サイクル」七百七十六件、乘合自動車百六十三件、「トレイラー」及「トラクター」十九件なり。尙土人の名義にて下附せられたる鑑札は五百九十件なり。

運轉手免狀下附件數は四千二百六十五件にして內歐洲人一千百二十二件、亞細亞人一千二百二十五件、土人一千九百十八件なり。

(ロ) 鐵　道

「ウガンダ」の鐵道は「ケンヤ・ウガンダ」鐵道本線中「トロロ」驛より「カムバラ」に至る幹線と數條の支線とを合し僅かに三百三十二哩に過ぎず。

(a) 「ケンヤ・ウガンダ」鐵道本線

「ウガンダ」を「ケンヤ」及阿弗利加東岸に連絡する重要なる幹線にして全延長八百八十六哩に達す、本線は「トロロ」驛より「ウガンダ」領に入り「ジンジヤ」を經て「カムバラ」に至る領內の延長は僅かに百九十八哩なり。現在「モムバサ」、「カムバラ」間に一週二回の直通旅客列車の運行あり。

(b) 「カムバラ」鐵道

「カムバラ」より「ポートベル」に至る線にして延長六哩「ヴィクトリア」湖上汽船の發着に應じて列車を運轉し兩地間の貨客を輸送しつゝあり。

(c) 「ブソガ」鐵道

「ケンヤ・ウガンダ」鐵道本線「ムブラムチ」驛より「キオガ」湖上交通の起點たる「ナマサガリ」に至るものにして延長十八哩あり。

(d) 「トロロ・ソロチ」線

東部州物產運輸上重要なる役割をなしつゝあり全長約百哩に達す旅客列車は一週二回運轉せらる。

(ハ) 水上交通

當領には湖沼頗る多く從つて水運は當領交通上重要なる地位を占めつゝあり、「ヴィクトリア」「キオガ」及「アルバート」の三湖には「ケンヤ・ウガンダ」鐵道會社船就航し鐵道と連絡す。

(ニ) 航空交通

英帝國航空會社は倫敦＝「ケープタウン」間に一週一回定期航空輸送をなしつゝあり、而して「エンテベ」は定期寄航地なり。

(二) 通信

(イ) 郵便

當領の外國郵便には鐵道便と航空便とあり、前者は「モムバサ」港迄鐵道に依り同港よりは各國の定期船に依る。而して英本國への所要日數は大體十九日なり。

航空便は英帝國航空會社の倫敦＝「カイロ」＝「ケープタウン」定期航空路に依り英本國との間は僅かに一週日を要するのみなり。本航空便は一九三一年二月に開始せられたるのみにて日尚淺きも最近著しく一般化せられ來れり。而して航空小包郵便は一九三二年二月より開始せられ更に同年十一月十五日より爲替輸送も開始せられたり。

國內郵便は現在隈なく行き屆き居るも交通機關不備の爲め送達に日間取る有樣なり。

當領の郵便料金は大體左記の如し。

種類／行先別	國內（「ケンヤ」、「タンガニカ」を含む）	英國	外國
封書	一「オンス」二十仙 一「オンス」若くは端數を增す毎に十五仙	同上	一「オンス」三十仙 一「オンス」增す毎に十五仙
葉書	十五仙	同上	同上
印刷物	二「オンス」五仙 （五封度迄）	十二「オンス」三十仙 二「オンス」增す毎に五仙	同上 （四封度六「オンス」迄）
見本	四「オンス」十仙 二「オンス」若くは端數を增す毎に五仙（五封度迄）	同上	同上
小包	一封度以下七十五仙 一封度—三封度一志五十仙 三封度—七封度三志 七封度—十一封度四志五十仙	同上	各國に依り異る

書留料金は三十仙なり。

(ロ) 電信、電話

當領の電信、電話架線の全延長は千六百十八哩にして使用電線の全長は三千五百四十七哩なり。

領外との電信は有線及無線（「ケンヤラヂオ・サーヴィス」）に依りて故障なく行はれつゝあり。「カムバラ」には一九三二年短波送信機が設備せられ無線電信に一進展を見たり。

當領の電報料金左の如し。

内國電報	一語	十仙	（最低料金一志）
	暗號一語	十五仙	（最低料金一志五十仙）
外國電報			
一語に付			
英本國	平文	一志五十仙	暗文 九十仙
印度	同	一志七十仙	同 一志
南阿	同	一志九十仙	同 一志十五仙
「アデン」	同	一志三十仙	同 八十仙
「ザンヂバル」	同	七十仙	同 四十仙
日本	同	五志十仙	同 三志五仙

第六章　産業

(一)　農業

往時に於ては輸出入等のことは全然考へざる處なりしを以て農業は單に各自用作物を其の必要の限度に栽培し居たるに過ぎざりしも、其の後象牙、「ゴム」及牛皮等輸出せらるゝに至り續て各種農作物も輸出を目的として栽培せられ來り現在に於ては象牙、「ゴム」及牛皮等は從的輸出物となり農産物は輸出上最も重要なる地位を占むるに至れり。

斯くて農業は當領に於ける最も重要なる産業となり主要財源たり。而して當領農業は土人、亞細亞人及歐洲人に於て分擔し居るも大體に於て土人の手中に在りと云ふべく、現に當領輸出の八割以上を占むる棉花及棉實は殆ど全部土人の生産に係り加之落花生、「シムシム」、珈琲等の主要農業は大部分土人に依つて行はれつゝあり、其の耕作面積は百十萬三千九百八十五英反に達す。土人以外は主として珈琲、「ゴム」、砂糖、茶等の栽培に集中しつゝあるも現在頗る不振を極め居れり。

土人以外の農業に關し一九一六年以前に於ては特定地域の「フリー・ホールド」が許容せられ居

り、土地は自由市場に於て入手することを得たるも、現在に於ては「フリー・ホールド」制は廢止せられ其の代りに王領地に限り農業の目的の爲めに貸し下げらるゝことゝなりたり。而して其の條件は大體期限九十九箇年借料一英反に付一箇年一志なるも、右は三十三箇年及六十六箇年に改定することを得と規定せらる。尙此の借地契約は全部個別契約にして契約開始後三箇年內に借地面積の十分の三以上耕作せざるべからずとの條件あり。

尙現在土人は各種條約の下に廣大なる地域を所有し居り、屢々亞細亞人及歐洲人に對し其の一部分の貸與をなしつゝあるが、斯の如き貸借に對しては政府は嚴格なる監督を行ひつゝあり。

當領に歐洲人が農業を開始したるは歐洲大戰物發の數年前に過ぎず、而して當時は全然珈琲及「ゴム」の栽培に局限せられ居たるが、其の後經營の範圍は擴大せられ企業組織は個人より會社經營に變じ來れり。然るに一九二一年の農產品の暴落に甚だしき打擊を受け數多の農場は放棄若くは閉鎖せらるゝに至れり。其の後主要產品の値段の回復に伴ひて或種のものは再び開始せられたるが、又々現在に續く經濟不況は農業にも痛く影響し農場を閉鎖するもの續出し當分歐洲人農業の發展も農業者の增加も望み難き狀態に陷りたり。

當領農務省の報告に依れば一九三二年現在歐洲人所有の農場數は二百二十八、此の總面積十萬二千五百五十七英反にして內實際耕作せられ居る面積は二萬五千九百七十三英反なり。

次に亞細亞人の農業狀態を一瞥するに、現在印度人の農業は元歐洲人の所有し居たる農場に基礎を有するものなり。卽ち現在印度人農業經營者の多くは歐洲人が賣りに出したる農場を買取りて之を基礎として發展したるものなり。而して現在印度人の甘蔗の栽培、砂糖の製造及「ブンヨロ」郡に於ける「サイザル」の栽培等は注目に値するものなり。

印度人の現有農場は合計四十九にして其の面積は一萬三千六百三十英反なり。

次に當領に於ける勞力の需給狀況を見るに一九二三年迄は領內の勞力供給充分なりしも、其の後一九二七年迄は勞力不足し、外國殊に白耳義領「ルアンダ」より其の大輸入を見たり。然れども現在に於ては再び勞力は充分となりたり。

以下主要農產物に付其の生產狀況を略述すべし。

(イ) 棉　花

棉花の栽培は土人の農業中最も重要なるものにして彼等の購買力の源泉なるのみならず當領經濟の基礎をなすものなり。

當領の棉花は全然土人小百姓が之を栽培し居り從つて大規模に栽培するものなく、大體四分の

一英反乃至五英反（彼等の耕作可能最大限度）の小地域に栽培しつゝあり。

當領に於ける棉花の栽培は一九一〇年米國「アップランド」種の移植に起源を有するものにして爾來當局は極力其の栽培を奬勵したる結果異常なる發達を遂げ其の年產額は將に三十萬俵に達せんとしつゝあり。

棉花の栽培に最も適する地質は黑沃土質なるも當領の土質も概して其の栽培に適し、其の氣候も一部の寒冷地方を除き大部分は其の栽培に好適なりと云ふ。

現在は主として地味肥沃にして水利に富む東部州「ブガンダ」州の全部並北部及西部州の「トロ」及「アンコール」郡に栽培せられつゝあり。

最近六箇年の栽培面積及生產額を表示すれば左の如し。

年次	面積	產額	價額
一九二八年	五三三、〇〇四英反	一三八、四八六俵（四〇〇封度俵）	二、四七五、三二七磅
一九二九年	六九九、一〇七	二〇四、〇五七	三、三一二、六六七
一九三〇年	六六三、一五七	一二九、一二二	一、五五五、三四四
一九三一年	七三九、六九〇	一八八、九二〇	一、五〇三、三〇七
一九三二年	八六五、二五九	二〇七、三二六	一、五八四、一七二
一九三三年	一、〇七一、四一〇	二八五、一〇二	二、二八〇、八一四
一九三四年	一、〇九〇、五〇二	二八〇、〇〇〇（評價數）	—

次に當領に於ける棉花の栽培、販賣狀況に付略述すべし。

(イ) 播付

當領に於ける播付時季は降雨の狀態に依りて一定し居らざるも、大體四月乃至七月にして主要栽培地域に於ては七月に、北部地方に於ては四月に播種する向多し。然れども近年土人は四五月播きと六七月播きとの二期制を採用し不作に備へつゝあり。

播付には畔等を作らず平地に橫列に播種す。其の間隔には一定の原則なく地質等に依りて各自勝手に爲し居るも、列間の間隔四呎、各木の間隔一呎六吋を理想となし現在之を標準としつゝあり。

(ロ) 出廻期

當領棉花の出廻期は播種の早晩及降雨の狀態に基く生育の遲速に依り多少異るも、播種後五箇月乃至六箇月に初まる。而して買付開始期日は各年農務局に於て決定公示す。

(ハ) 品種及收穫

當領産棉花は大部分「アメリカン・アプランド」「タイプ」にして其の品實は「アメリカン・ミッドリング」より上等なり、目下政府は Cotton Selection Station を設置して品種の改良を計りつゝあり。

其の反當りの收穫は各年の天候と各地の地味等に依り異るも、「ブガンダ」州に於ては一英反に付「リント」百十封度乃至百二十五封度、東部州に於ては九十五封度乃至百五封度又北部州に於ては九十封度乃至百封度見當なり。

(ニ) 原棉買付組織

生産原棉は一旦綿繰工場に集り、「リント」とせられて市場に出るものなり。從つて原棉の買付は生産者及綿繰工場間の中間者に依る場合あるも主として綿繰工場が直接之を行ひつゝあり。而して現在買手筋の競爭は頗る激甚なるものあり、各工場は土人が自ら「カバス」(原棉)を工場に持ち來るを俟つのみにては原棉の入手不充分なる爲め、更に栽培地の附近に「バイング・ストアー」を設け數臺の「トラック」を各方面に走らせて賣手を工場若くは「ストアー」に連れ來る方法を採りつゝあり。從つて土人は悉く「ピッキング」したる實棉を袋に詰め或は布地に包み農場若くは附近の往來に於て工場の「トラック」を待ちつゝあり。されば栽培者は何等輸送上の勞力も費用も要せざるに對し工場側は多額の費用を要する爲め工場側は競爭防止の方策を研究しつゝあり。現に東部州「ブソガ」地方の工場主は一九三三―四年の「シーズン」に於て「ブール」を組織したり。

原棉の値段に關し政府は毎年最低値段を定めて土人の利益を擁護し居るも、買手は競爭に依る値段の釋上げ及賣手掻き集めに要する失費は土人の無智に乘じ目方の胡魔化しに依つて之を土人に轉化しつゝあつり。然れども此のことは最近土人の覺醒に伴ひて次第に改善せられ來り、現に最も知識階級の多き「ブガンダ」地方に於ては計量は全部土人に委せられたり。

土人との原棉取引には全部銀貨及銅貨を以てし紙幣は使用せず、蓋し土人は紙幣を受け取らざる爲めなりと云ふ。

(ホ) 繰綿工場

綿繰工場は土人より原棉を買付け、棉實を去りて「リント」となし之を一立方呎二十五封度に壓搾し容積十六立方呎、重量四百封度の「ベール」に作りて市場に出しつゝあり。從つて各工場は「ジン」、「シード・オープナー」及「プレッサー」を設備し居るも其の規模は比較的小規模なり。

現在當領に於ける工場數は百九十四なるが、内大部分は印度人の所有に屬す。而して日本綿花會社は七工場を有す。

一九三二年現在綿繰工場の詳細を表示すれば左の如し。

州別／事項	工場數	「ジン」	「ジード・オーブナー」	「プレッサー」	動力機關
東部州	八四	一、〇六三臺	七五臺	九七臺	八六
「アガンダ」	七九	一、〇五四	八〇	七七	八二
北部州	二九	三二三	二六	三〇	三二
西部州	二	七	一	一	二
計	一九四	二、四四七	一八二	二〇四	二〇二

備付「ジン」の大部分は「ローラー」にして「プレッサー」の六割は動力、四割は手押なり。綿繰工場所有者は「カバス」買付の爲め政府の認可を經て主要栽培地附近に「バイング・ストアー」を設定して土人の原棉持ち寄りに便せり。而して此の「バイング・ストアー」は現在公設倉庫の一部を借り受けたるものなり。

(ヘ)「リント」の取引及輸出

當領に於ける棉商は自ら綿繰工場を有し自己工場生產の「リント」を外國に輸出し若くは地元に於て處分するものとあるも、兩者共輸出若くは地元處分は内外市場の形勢に依り利益ある方を選び轉賣するものとあるも、兩者共輸出若くは地元處分は内外市場の形勢に依り利益ある方を選びつゝあり。

當領產棉花の買付をなしつゝある邦商は日本綿花、東洋棉花及江商の三社にして日本綿花は「ジンジヤ」及「ナマガンダ」に社員常駐し七箇の綿繰工場を經營し原棉の買付及「リント」の取引をなし、東洋棉花及江商は出廻期に夫々「ジンジヤ」及「カムバラ」に社員を派遣して「リント」の買付及輸出をなしつゝあり。而して此等邦商の買付額は年々總額の四分の一見當にして多くは印度及日本へ輸出しつゝあり。(輸出狀況は貿易の章に於て詳述すべし)

(ト) 棉花の輸送及運賃

棉花の輸送狀況を見るに各地の綿繰工場より湖港若くは停車場迄は自動車路四通し居り、比較的圓滑に行はれ居れり。而して「キオガ」湖附近の棉花は「ナマサガリ」に集中し、「ヴィクトリア」湖附近のものは「ジンジヤ」に、「ブガンダ」地方のものは「カムバラ」に集まり夫より「ケンヤ・ウガンダ」鐵道に依り「モムバサ」に送荷せられ同港より夫々汽船に依つて各國に輸出せらる。

「ケンヤ・ウガンダ」鐵道運賃は特定率に依る。「リント」百封度に對する各地より「モムバサ」港迄の鐵道運賃は左の如し。

「キスム」より「モムバサ」	二志六〇仙
「ジンジヤ」より「モムバサ」	三志七二仙
「ポートベル」より「モムバサ」	三志七二仙
「キナガ」湖各港より「モムバサ」	四志八〇仙

尙「モムバサ」より主要輸出先迄の運賃は左記の通り。

孟買	(B—船)	四十才に付	一五志（一割延戻し）
「バブナガル」	(〃)	〃	一八志（直航の場合但し三千俵以上）
「バブナガル」	(〃)	〃	三一志（孟買接續の場合）
「カルカッタ」「マドラス」	(〃)	〃	三〇志（一割延戻し）
「リバプール」及歐洲諸國	（「ユニオン」カッスル」船）	〃	三〇志の一割五分增（一割五分は「スエズ」通航料）
日本各地	(大阪商船)	〃	二五志
上海	(〃)	〃	三〇志
天津	(〃)	〃	三四志半

(チ) 一九三一＝二年棉花狀況

棉花の買付は各地共一齊に一月二十日開始せられたり。初期に於ては本年の收穫は例年に比し良好なるべしと豫想せられたるが、一九三一年末に近づき天候不順となり爲めに收穫は豫想より少く前年より一萬俵の增加に過ぎざりき。

本期間に於ける買付「リント」は十一萬六千二百三十一噸（十九萬五千俵）にして、其の內譯は東部州六萬一千百八十七噸、「ブガンダ」州四萬六千三百十五噸、西部州八千七百二十九噸なり而して實際輸出額は二十萬俵に達し「ウガンダ」棉花輸出開始以來第二回目の記錄を示したり。

(リ) 一九三二＝三年棉花狀況

同年の作付總面積は大約百七萬一千四百十英反にして、前年に比し二十萬六千英反の增加なり。今兩年の各郡別作付面積を表示すれば左の如し。

郡別／年次	一九三二年	一九三一年
「ブソガ」	二二一、二七一英反	一三七、八八七英反
「ブダマ」	六四、三〇〇	三六、八二七
「ブケウェレ」	一二三、五三〇	一一二、一〇一
「ブギシュ」	四八、八五六	四七、五九二

「テ　ソ」東部州計	一三四、四八一
「メ　ン　ゴ」	五九二、四三八
「エ　ン　テ　ベ」	一五七、六六八
「マ　サ　カ」	八六、九二四
「ム　ベ　ン　デ」	三三、八二八
「ブガンダ」州計	三九、八九一
「ラ　ン　ゴ」	三一八、三一一
「ブ　ン　ヨ　ロ」	八三、一八三
「ア　ル」	二五、〇〇〇
「ナ　ュ　ソ」	二二、三〇〇
「ウエストナイル」	一八、〇〇〇
北部州計	四、二〇〇
「ト　ロ」	一五二、六八三
「ブンコール」	五、五〇五
西部州計	二、四七三
總面積	七、九七八
	一、〇七一、四一〇

當年は天候好調なりし爲め遲播のもの多く東部州及北部州に於ては約七割、「ブガンダ」州に於

	一一五、六二六
	四五〇、〇三三
	一四五、二八五
	七〇、三四九
	三九、〇九〇
	三六、九四一
	三九一、六六五
	五二、四八三
	一六、五五〇
	二六、二〇〇
	一二、二四八
	五、〇五〇
	一一二、五三一
	四、八四七
	六、一八三
	一、〇三〇
	八六五、二五九

ては四割七分は各七月末に播付けたるものなるが、播付は比較的早く終了したり。而して當領を通じて成育期の天候も順調にして其の實產額は二十八萬五千百二俵に達し未曾有の記錄を示したり。

當年「ジン」及「ベール・コットン」を出願したる工場は印度人所有百、歐洲人所有十八、日本人所有五合計百二十三にして前年に比し五工場の減少なり、從つて當年の休業工場は七十一に達したり。

當年に於ては「リント」の地元取引非常に多く千八百九十一契約、二十二萬九十一俵に達したり。而して此の數字より見る時は輸出する迄に數度の轉賣を經たるものと推察せらる。

(ヌ)　一九三三＝四年棉花狀況

同年棉花の出廻は例年より一箇月遲く東部州及北部州は一月二十九日に「ブガンダ」州は二月十七日に買付開始せられたり。而して當年後半期に於ては降雨なかりし爲め產棉は頗る光澤よきも「ステープル」は比較的小弱なりと稱せらる。

當年原棉の値段は地方に依り異り東部及北部州に於ては平均百封度十志見當なりしも「ブガンダ」地方に於ては買付開始當時は十二志を唱へたり。當時原棉値段十二志は「リント」相場と

の比較に於て開きは極めて僅少なりしも、此の値段にての買付は相當多額に上りたり。而して二月末に至り「リント」相場は一封度四十七仙半より四十七仙に下落したる爲め原棉は十一志に引き下げられたるが、三月に入りては原棉減少したる爲め買手筋は土人手持品掻き集めの目的より「リント」相場四十八仙なるに原棉値段を十三志に引き上げたり。

斯くて工場主は原棉の「ラッシュ」を期待したるも集りたるは極めて少く一日十萬封度の買付をなしたる工場も僅かに一萬封度の買付をなし得たるに過ぎず。蓋し之は既に土人の手持「クロップ」がなくなりたる爲めなること判明したり。

當年の棉產額に關し綿繰業者は政府の產出豫想額二十八萬五千俵より少額なりと觀測し居るも、減少の程度に關しては未だ何等發表したるものなし。但し政府豫想額に達せざることは今日迄の形勢より察して誤りなかるべく大體二十六七萬俵と見る向多し。

現在「リント」相場は四十八仙四分一乃至四十八仙四分の三なり。而して當年棉實の値段は暴落し一噸に付F・O・B十七志を出でず、例年の半値以下なり。此の相場は遠隔地の工場より停車場迄の輸送費用を出でざるものなるを以て、停車場を離れたる工場に於ては棉實の輸出全然不可能となり已むなく燒却處分する向多し。

當年東部州に於ては各「ジンナー」間に「プール」組織せられ原棉値段の釐上なく且之が爲めに工場の買付競爭防止せられたるも、土人栽培者は之を以て栽培者に對する壓迫なりとなし一時不賣同盟を作り「ジンナー」に對抗したるも結局土人の敗北に終りたり。

左に「プソガ」「ジンニング・プール」に就て略述すべし。

(ル)「プソガ」「ジンニング・プール」

從來當領に於ける原棉の買付には激烈なる競爭あり、各工場は多數の「ローリー」を走らせ居り、其の爲めに運搬費一俵當り十三志を費やし居たる有樣なることは既に述べたる處なるが、斯る競爭を防止し利益を確保せんとの氣運綿繰工場主間に濃厚となりたる際、「ウガンダ」政府も買付競爭は毎年莫大なる「ガソリン」を消費するのみならず結局土人の收入を減少せしむるものにして國家的見地より見て面白からざるを認め「ジンニング・プール」若くは「シンヂケート」の組織を慫慂し、先づ棉花地帶（Cotton zone）を定め他の地帶への「カバス」の搬出を禁止することゝせり。

此の政府の處置は俄然「ジンニング・プール」成立の機を促進し各地帶の工場は夫々協議し「プール」作成を計りしが、工場主の多くは自己の利益のみを考へつゝある印度人のことゝて

掛引多く議決困難に見えたり。

然るに入荷直前に至り「ブガンダ」州を除く殆ど全部の地帶に亙り「プール」組織の方針決定し其の後細目の討論に日を費やしたるも本年二月六日完全に成立、工場主の契約調印を了したり。

「プール」の大綱は左の如し。

(a) 成立の前提及「プール」の期間

當領工場主中には各地帶に亙りて工場を有するもの多き關係上、他の地帶にも成立することを前提とするの已むなき狀態にて、「ブソガ・プール」も「ランゴ・プール」の成立を前提として成立したるものなり。而して「ブガンダ」に於ては成立せざりしを以て期限は今年一年とし次季に於て「ブガンダ」に成立し之が繼續すべきに於ては更に四箇年繼續することゝしたり。

今後繼續すべきや否やに關しては本年十月三十一日全工場主相寄りて協議することゝなり居れり。而して該協議の結果繼續することゝなるに於ては之を株式會社組織に改め Cotton Board として更に强固なるものに變更せんと論ずる向多し。

(b) 各工場の「シェアー」と「ジンニング・チャージ」の納付及分配

「プール」は各工場に對し「ジンニング・チャージ」を納付せしめ別に定めたる各工場の「シェアー」を基礎として之を分配す。而して各工場の「シェアー」は一九二九年「シンジケート」の成立したる時定められたるものを基礎とせり、之に依れば全「シェアー」は四百十四にして日本綿花の所有に係る六工場の「シェアー」は七十八なり。

而して「ジンニング・チャージ」の「コスト」を「リント」一封度に付六・五仙と定め地元の「リント」相場に依り政府の豫め定めし「スケール」にて「ジンニング・チャージ」を算定し「コスト」との差額を「プール」に納めしを「シェアー」に依り分配す。

(c) 「プール」への保證金

各工場主が其の利害關係より「プール」を破る等のことを避け一方「プール」の組織を强固ならしむる爲め各工場主に對し一「シェアー」に付千五百志の保證金を「プール」へ納むることゝす。

而して「プール」全體の「シェアー」は四百十四なるを以て保證金總額は六十二萬一千志に達したり、右は銀行に定期預金となし其の利子を以て「プール」の費用に充當す。

(d) 「モーター・ローリー」の制限

今年は「プール」契約遅延の爲め各工場主は既に「トランスポーター」を準備濟みの爲め不得已と認め、來年以後「プール」繼續する時は單に自己の休業工場より就業工場へ運搬する丈けに止むることゝせり。

從來此の費用は原棉百封度に付一志にて「リント」一封度當り三・三仙となり四百封度入一俵當り十三志二十仙の高額に達し居たり。

(e) 「プール」繼續中の工場賣却及貸與

此の場合に於ては買手若くは借手は一切の權利、義務を繼承すること。

(f) 違約者に對する罰則

違約者ありたる時は Arbitration にかけ他の工場主に及ぼしたる損害の全部を負擔せしむることゝせり。

(ヲ) 棉實

棉實は棉花生產業の副產物として重要なるものなり、最近三箇年の棉實の輸出額は左の如し。

	數量	價額
一九二九年	六七、五二三噸	四二四、〇〇〇弗
一九三〇年	三三、五七八	一三七、三八七
一九三一年	四五、四三五	一四九、二二四
一九三二年	五六、三一一	一六八、三六六
一九三三年	八二、〇〇〇	

一九三二年に於ては「リント」の値段比較的低値なりし爲め、棉實の輸出は著しく重要さを加へたり。卽ち棉實は原棉に對し相當の高値なる支拂を可能ならしめたり。

同年に於ては產出棉實の約六割が停車場渡し一噸二磅見當にて輸出せられたり。之は大體棉花栽培地一英反に付二志の支拂を代表するものなり。

過去六年間に於て鐵道の延長と共に棉實が經濟農產物となりたる地域は異常なる增加を示したり、而して棉實及「メイズ」の輸出は鐵道運賃の如何に係るものなり。

一九三三―四年の季節に於ては棉實の海外相場著しく下落し輸出は殆ど不可能となり綿繰工場中棉實を燒却處分する向頗る多し、因に當年の地元値段は F・O・R 一噸に付十六七志にして前年の半値に達せず、各綿繰工場の受くる打擊は甚大なり。而して前年の棉實輸出額は大約八

萬二千噸なりしも今年は其の二割の輸出あれば成功なりと稱せられつゝあり。

(ロ) 珈琲

珈琲の栽培も亦當領の主要產業にして其の栽培總面積は四萬二千四十五英反なるが、內二萬四千四百八十五英反は土人の栽培に係り歐洲人の栽培面積は一萬六千八百三十五英反なり。而して亞細亞人の栽培面積は僅かに七百二十五英反に過ぎず。

過去數箇年の當領輸出額は珈琲產業の發達を明白に物語るものなり。卽ち一九三二年の輸出額は八萬七千七十七CWT、二十二萬三千百六十二磅にして、其の前年及前々年の六萬九千九百九十CWT、十六萬一千三百八十九磅及四萬八千八百五十六CWT、十五萬四千九百九十五磅に比する時は非常なる增加にして、此の增加は大部分土人生產の增加に依るものなることは注目すべき處なり。

當領產珈琲は「アラビカ」(Arabica)及「ロブスタ」(Robusta)の二種類にして、夫々適したる地方に栽培せられ、右兩種の栽培面積は夫々一萬九千五百四英反及二萬二千五百四十一英反にして「アラビカ」種は多く歐洲人に「ロブスタ」種は土人に栽培せられつゝあり。

(a) 土人の栽培

土人の栽培面積は前記の如く二萬四千四百八十五英反にして內「アラビカ」種の栽培面積は八千六百五十四英反「ロブスタ」種の面積は一萬五千八百三十一英反にして「ロブスタ」種は大部分「ブガンダ」州に栽培せらる。同州に於ける「ロブスタ」種の栽培面積は一萬五千三百六十二英反に達す。

「アラビカ」種は主として「ブガンダ」州の「マサカ」郡、東部州の「ブギシュ」郡及西部州の「アンコール」郡に栽培せらる。而して「ブギシュ」郡に於ては現在小百姓が極く小規模に栽培しつゝあるも、一九三一年共同販賣協會組織せられ販賣統制を試みたる處好成績を擧げ其の栽培面積は逐年增加を辿りつゝありと云ふ。

「アンコール」郡に於ても栽培は何れも小規模に行はれつゝあるも植付は每年增加し一九三二年に於ける新植付は五百英反に及べり。

政府は珈琲栽培奬勵の爲の各地に中央及地方苗床を經營し改良種を作り之を栽培者に無料にて分配供給しつゝあり。

(b) 歐洲人栽培

歐洲人の珈琲栽培は他の農業に比し最も早く着手したるものにして一九三二年現在其の栽培

面積は一萬六千八百三十五英反なるが、大部分は「アラビカ」種の栽培地積なり。然しながら最近に至りては「ロブスタ」種が多産にして病虫害に對する抵抗力強大なりとて歡迎せられ、殊に「ヴィクトリア」湖岸及低地々方に於ては「ロブスタ」種の栽培著しく增加せり。因に「アラビカ」種及「ロブスタ」種の栽培面積（歐洲人經營）は夫々一萬四百八十六英反及六千三百四十九英反なり。

歐洲人の栽培地は大部分「ブガンダ」州に在り、其の面積は一萬英反を超えたり。而して西部州「トロ」郡及北部州「ブンヨロ」郡の栽培面積は夫々三千五百十九英反及二千二百四十九英反なるが、「トロ」郡の栽培は主として一九二六年乃至一九二七年に渡來したる殖民に依つて行はれつゝあり。

(c) 亞細亞人栽培

亞細亞人栽培地の大部分は歐洲人所有のものを買ひ取りたるものにして、本業は比較的振はず其の栽培面積も「アラビカ」種三百六十四英反「ロブスタ」種三百六十一英反に過ぎず。

(八) 煙草

當領煙草の栽培面積は一九三二年現在三千七百二十二英反なるが、內三千四百六十八英反は土人の栽培に係り殘餘二百五十四英反は歐洲人の栽培地なり。從つて現在當領煙草の生產業は全然土人に依るものなりと云ふを得べし。

當領中最も多く栽培せらるゝは北部州にして、其の栽培面積は二千三百八十三英反を占めたるが就中「ブンヨロ」郡に於て最も盛んにして其の栽培面積は一千八百英反に達し而も堅實なる發達を續けつゝあり。

當領產煙草は是迄大部分英米煙草會社 (British American Tobacco Co.,Ltd) の「ジンジャ」工場用として需要せられ居たるが、一九三二年に於ては直接外國輸出の爲め個人商の買取りたるもの相當の額に達したり。卽ち同年當領產大體左記の如く賣却せられたり。

英米會社買付	三一四、〇〇〇斤度
地元「プランター」買付	二六七、〇〇〇
政府買付	四一、〇〇〇

政府は剩餘品を買上げたるものにして其の後地元「プランター」へ轉賣したり。

次に當領「ブンヨロ」郡に於ける過去六箇年の產額及價額（實際栽培者の懷に入りたる金額）を示せば左表の如し。

年次		數量	價格
一九二七年	初作	一、六三一封度	四七二、〇〇磅
	二同作	旱魃の爲失敗	—
一九二八年	初作	五、三七七	一、五三九・〇〇
	二同作	五五、九七九	一五、三二九・六〇
一九二九年	初作	八九、三一六	二三、五八一・二〇
	二同作	四八、六五六	一一、八三一・七〇
一九三〇年	初作	一一二、九一九	三一、二五二・六〇
	二同作	七〇、〇九三	一八、八四七・二〇
一九三一年	初作	三六七、〇四一	九〇、八六九・八〇
	二同作	三六、四六七	九、〇一三・一〇
一九三二年	初作	六二二、一六六	一三三、八九八・六二
	二同作	—	—

一九三二年當領產總額は二百七十八噸に達し大約六千六百九十四磅が各栽培者に分配せられたり。

煙草の栽培は最近北部州「ウエスト・ナイル」地方に波及したるが未だ試驗時代を出でず、倘歐洲人中には輸出煙草の生產に成功したるものありと傳へらるゝも、其の面積は僅かに二百五十四英反にして產額も比較的少額なり。

一九三一年當領政府は試驗的委托販賣として土人產葉煙草一萬三千百二十七封度を一等品三十仙、二等品二十仙にて買ひ取り「マシンジ」の煙草包裝工場にて品別し葉煙草五千七十一封度、刻煙草二千六百四十四封度合計七千七百十六封度を英國に輸出したり。

右輸出煙草中六俵及七箱は倫敦へ十七俵及九箱は「リヴァプール」へ向けられたるが、一九三二年末迄に倫敦への委托販賣品は賣切れざりしも、「リヴァプール」への分は六月末迄に全部賣却濟となりたり。而して政府は之に依りて相當の利益を擧げたりと云ふ。同品の英國にての賣値は平均一封度に付十一片にして最高十二片半最低八片半なり。

此の委托販賣の結果は當領產煙草の輸出を刺激し漸次增加を辿りつゝあり。(輸出の詳細は貿易の章に於て述ぶべし)。

(ニ) 油用種子(「シムシム」及落花生)

元來本品は土人が自己の食料として栽培したるものなるが、近年漸く輸出を目的として栽培せらるゝに至り、其の生產は著しく增加し來れり。而して其の主要生產地域は東部州及北部州の「ランゴ」郡なるが現在其の栽培は全然土人に依つて行はれつゝあり。

政府は其の生産增加奬勵の爲め一九三二年"Native Produce Marketing Ordinance"を公布せり。本法は其の生産を最善の條件にて賣却し及輸出せしむる爲めに適當なる販賣機關を設け之に依つて土人栽培者に對し出來得る限り最高の値段を與へんとの目的に出たるものなり。

現在本品の栽培總面積は三十一萬八千三百八十五英反にして其の內譯は左の如し。

「シムシム」	二一〇、一四八英反
落花生	一〇八、二三七英反

右の內東部州各郡及北部州「ランゴ」郡の最近二箇年の栽培面積を示せば左の如し。

	落花生 一九三一年	落花生 一九三二年	「シムシム」 一九三一年	「シムシム」 一九三二年
「ブソガ」	八、四九六	一三、二六七	五、五九七	六、五九九
「ブダマ」	一、三二八	四、三二三	二、六〇四	六、一九八
「ブアウェレ」	一一、四〇〇	一二、五八八	一七、九七三	一九、九三三
「ブギシュ」	八九五	一、一六六	四八七	二、二五五
「テソ」	一九、三二五	二二、七五八	二一、五八一	一二、五三一
「ランゴ」	六、三二〇	五、一二〇	五九、七三〇	四七、〇六八
計	四七、七六七	五九、二四九	一〇七、九七二	九四、五八四

一九三二年の落花生の栽培面積は前年に比し多少增加したるも收穫は期待に反したり。之は主として蝗虫害の爲め食料欠乏し其の結果播種季に於て種子の不足を來たしたるに依るものなりと稱せらる。

同年「シムシム」の栽培面積は前年より減少したり。右は「ランゴ」及「テソ」郡の栽培減少に依るものなり。此の事實は延て種子の減少を來たし一九三三年の栽培は增加を期待することを得ざるべしと悲觀的觀察をなしつゝある向多し。

最近二箇年の輸出概數を示せば左の如し。

	一九三一年 數量	一九三一年 價額	一九三二年 數量	一九三二年 價額
落花生	二一五噸	二、〇七六磅	一、四五五噸	一六、二三二磅
「シムシム」	三五〇	三、七九九	三、五九七	四三、三六三
「シムシム」油	三二〇「ガロン」	四八	六八八	八〇

（ホ）土人食用作物

當領の土人は其の常食物の點より穀類常食者と、「バナナ」常食者とに區別することを得。而して常食穀物は大體稷にして東部州及北部州の土人は概して之を常食とす。此の地方には鄕倉制

(System of communal food granaries) が行はれ居り、各栽培者は年々其の産品の一部分を鄕倉に納め飢饉に備へつゝあり。而して其の貯藏が充分と認めらるゝ額に達したる時は古穀を新穀に代ふることゝせり。

一九三二年現在稷の栽培面積は九十八萬九百三十八英反なり。

(ヘ) 甘蔗及砂糖

甘蔗の栽培は全部印度人及土人の手に依つて行はれつゝあるが、現在當領產砂糖は全然當領の需要に充てられ居り輸出は殆どなし。

甘蔗の栽培面積は一萬三千九百四十二英反にして內大部分は印度人の栽培に係り其の面積は一萬三百六十英反を占めたり。而して砂糖の製造は全然印度人の手に在り「ルガジ」及「カキラ」の二大製糖會社（印度人經營）は當領砂糖の供給を獨占しつゝあり。

一九三二年の白砂糖の製產額は八千八百三十二噸に達したり。

當領に於ては砂糖に對し保護關稅を課し內地製糖業の保護を實行しつゝあるを以て砂糖の製產は急激の增加を示し來り、現在の製產は國內需要を超過するに至れり。然れども東阿に於ける過剩砂糖の世界市場への進出は砂糖の世界的製產過剩に因る値段の下落の爲め製造者の犧牲に依るの外なき有樣なり。

地元砂糖市場は堅實なる發達を續け來りたるが、近年國產品値段の下落に基く住民の購買力減少の爲め目下停頓の狀態に在り。卽ち購買力の減少は砂糖の需要に影響し、地元の需要は約一萬三千噸を減じたりと豫想せられ居れり。

現在に於ては生產過剩の狀態を呈し、約三萬噸の生產能力を有する製糖工場は相當困難なる立場に在り、政府に於ても此の難局に對して救濟の方法を攻究中なりと云ふ。

(ト)「バラゴム」

「バラゴム」の栽培は歐洲人に依つて行はれつゝあり。一九三二年現在の栽培面積は一萬二百八十三英反なり。然れども値段の下落に依り過去二箇年に於て「タッピング」せられたるものは極めて少く而も現在に於ては殆ど停止の狀態に在り。

現在栽培園の大部分は閉鎖せられ居るも「タッピング」の採算が取るゝに至れば再開始に至ること勿論なり。

試に本品輸出の狀態を見るに一九三〇年に於ては六千三百七十「センタル」價額一萬六千八百十四磅なりしも、一九三一年には一千三百三十四「センタル」價額二千二百九十一磅に激減し更

に一九三二年には皆無となりたり。

(チ) 茶

當領に於ける茶の栽培は未だ極めて小範圍に過ぎず、一九三二年現在の栽培面積は七百二十一英反なり。然れども當領の氣候は茶の栽培に適し良質の茶が生産せられ小規模ながら本業は有利に運びつゝあり。

當領に於ける茶の栽培は全部歐洲人に依つて行はれ居れり。

(二) 畜 産 業

當領には現在歐洲人の經營に係る二三の製酪場あるも家畜の大部分は土人の所有に係るものなり。而して土人の家畜飼育法は依然習慣に基礎を置く原始的方法なるも、近年政府は之が改善に努め家畜病の根絶一切の事柄に對し嚴重なる監督を實行し着々效果を擧げつゝあり。現に一九二一年乃至一九三二年の間に於て牛の頭數は倍加したりと稱せらる。

當領に於ける主要家畜は牛、羊、山羊及家禽なるが牛は最も重要なるものなり。

牛の主要飼育地は西部及北東地方にして此等地方の牛は「カムバラ」及「ジンジヤ」に於て取引せられつゝあり、其の取引高は年々十萬磅に達す。而して牛の値段は一頭三磅乃至四磅なるが

搾乳用牝牛は十磅乃至十五磅なり。

當領に最も多く飼育せらるゝ牛は長角牛及犁牛なるが、政府當局は在來種の改善に力を入れ劣等牡牛の撲滅を宣傳し其の實行を奬勵しつゝあり。

一九三二年に於ける劣等牡牛の去勢數は三萬八千九百八十四頭に達したりと稱せらる。

牛皮及獸皮は當領の重要輸出品の一なるも一般貿易不振の影響を受け取引額は著しく減少し一九三二年に於ては下等品は全然取引なかりしと云ふ。

當領には牛皮獸皮の生產に關する指導機關として宣傳所なるものあり、皮革の製造に關し一般的指導を與へつゝあり。

現在東部州に於て歐洲人の行ひつゝある牛酪製造は未だ幼稚の域を脫せざるも事業は勃々擴張せられつゝあり。

(三) 鑛 産 業

當領には錫鑛、黃金、岩鹽、鐵、銅、銀、「ニッケル」、「コバルト」、「タングステン」、「タンタラム」、「ビスマス」、「マンガン」及石油等各種の鑛產物を包藏し居るも、實際輸出し得る程度の包藏は未だ發見せられず、只僅かに錫及鐵の採掘が小規模に行はれ居るのみにて鑛產業は全然不

振の狀態に在り。

錫鑛の生產は値段の回復に伴ひて一九三二年には其の前年の二倍以上に達したるが、同年の產額中二十三噸は「アンコール」郡に於ける個人採鑛者の生產に係り殘餘は Mwirisndu 鑛山の產品なり。

今一九三一年及一九三二年の輸出額を示せば左の如し。

一九三一年	一五噸	一二、五二二磅
一九三二年	三六五噸	三七、三一一磅

最近黃金の値段昇騰に依り黃金の探求は著しく刺戟せられ「アンコール」「カデマ」「キゲジ」等に於ては相當試掘せられつゝあり、「キゲジ」の試掘品は既に輸出せられたり。

最近「ルウェンゾリー」の「キレンベ」に於て銅の試掘が行はれつゝあり、期待に添ふものなりと傳へらるゝも銅の値段低廉の爲め未だ大規模の探掘は開始せらるゝに至らずと云ふ。

岩鹽の生產は全部土人に依つて行はれ、全然地元土人の需要に吸收せられつゝあり。而して「カトウェ」「カンセイ」「キベロ」に於ける採掘は夫々「トロ」及「ブンヨロ」の土人政府の管理の下に置かれ、「カトウェ」に於ける包藏は當領岩鹽の最大供給資源なり。

當領には鐵鑛豐富なるも現在に於ては土人に依つて極く少量宛製產せらるゝに過ぎざる有樣なり。

(四) 漁業

當領の漁業は湖沼に於ける漁獵にして全然土人の手にて行はれ地元の需要を滿たす範圍を出でざるも、海魚の供給なき土地柄湖岸地方と遠隔地との間には生魚及乾魚の取引相當行はれつゝあり。

土人漁獵の方法は小規模且原始的ながら彼等は相當技倆を有し其の收獲は地元の需要を滿たすに充分なり。

當領に於ては漁獵の方法、漁舟及漁網の使用等に關しては何等制限なきも、睡眠病地帶として指定せられたる箇所に於ける漁獵は嚴禁し居れり。

(五) 製造工業

當領には現在製造工業として見るべきもの全然なく既に述べたる製糖及製酪工業も比較的小規模なり。

第七章　商業貿易

當領は關稅上「ケンヤ」と一體をなし居る結果兩領間の貿易は全然自由なり。從つて「ウガンダ」のみの對外貿易に對する詳細なる考察は頗る困難なり。

當領は現在尙農牧時代にあり、製造工業は發達せざるを以て製品は全然輸入に俟ちつゝある有樣にして、關稅は當領收入の主要源なり。而して當領と「ケンヤ」間の關稅收入の分割は各領に於ける有稅品の消費額を基礎とし居れり。

一九三二年「ケンヤ」及「ウガンダ」の貿易總額九百三十八萬四百三十二磅中「ウガンダ」の分は三百五十五萬一千九十八磅にして三割八分を占めたり。

而して其の輸出入額は夫々二百二十二萬四千八百七十八磅、百三十二萬六千二百二十磅にして「ケンヤ」の輸入超過に反し、常に出超を示しつゝあり。之棉花の生產あるが爲めなり。同年に於ける當領農產物の收穫は一般に滿足すべきものにして、輸出も稍〻增加を示したるが、海外市場に於ける値段は期待に反し頗る不安の狀態に終りたり。

當年初期に於ける國內商業は全然必要品以外に出でず後半期に至り貿易に多少改善の曙光見えたるも地元人口の購買力の萎縮は國內商業には勿論輸入貿易に反映し世界的經濟不況は依然當領貿易に働き掛け居たり。

一九三三年は多少共改善せらるべしと期待せられたるが、此の期待は全然外れ、寧ろ逆轉を示したり。一九三二年當領に於ける棉花の收穫は最高記錄を作り、土人は例年に比し多額の收入を得たるを以て彼等の購買力は當然增加すべき筈なりしも、同年初頭政府は滯納稅の取立を强行したる爲め彼等の經濟は困難となり購買力も著しく減少したるものなり。

要するに當領貿易の完全なる回復は主要產品の値段が經濟水準に達する迄期待し得ざるべし。

(イ)　輸　入　貿　易

一九三二年當領需要品の輸入額は百三十二萬六千二百二十磅（「モムバサ」陸揚値段）にして前年の百三十萬八千七百二十六磅に比し一萬七千四百九十四磅の增加なり。而して英領東阿全體の輸入に對する當領の「シェアー」を見るに「タンガニカ」の三割九分に次ぎ二割六分なるも、「タンガニカ」は人口五百萬にして「ウガンダ」は三百五十萬なるを以て各人口の消費力より見る時は「ウガンダ」を以て第一となすべく、之は當領土人が棉花の栽培に依り所得多く從つて購買力の大なるを物語るものなり。因に「ケンヤ」の「シェアー」は二割五分、「ザンジバル」は一割見當

なり。

當領輸入品の主要「アイテム」は土人の被服用たる綿布及其の他綿製品にして其の額は三十五萬一千百四十二磅を計上し當領輸入總額の二割六分以上を占めたり。

今最近二箇年の「ウガンダ」の綿製品輸入額を種類別に表示すれば左の如し。

種類／年次	一九三一年	一九三二年
未晒木綿	八五、九〇二磅	七七、六五六磅
晒木綿	二三、六三九	二三、二五三
捺染綿布	—	—
(イ)カンガ	二、七〇三	一、一七一
(ロ)其の他	九、四六七	四九、五八六
反染綿布	五四、一六八	五四、〇五四
絲染綿布	一一二、三〇五	一〇〇、〇四五
綿毛布	三〇、五三八	三三、二四八
木綿縫糸	四、九四三	四、四三一
絹糸	七一	三〇
其他綿製品	四、一一一	七、六六八
合計	三四七、二一七	三五一、一四二

當領需要綿布中最も多額を占むるものは絲染綿布及晒木綿にして其の大部分は日本品なり。當領と「ケンヤ」との需要額は大差なきも絲染綿布の大部分は當領の消費に係るものなり。

綿製品に次ぎて重要なる輸入品は自動車用「ベンジン」、人絹品、煙草、自動車等なるが、就中人絹品は當領に關する限り年々相當なる勢を以て綿製品の需要に喰入りつゝあり。

今綿製品以外の重要輸入品に付最近二箇年の輸入額を表示すれば左の如し。

品名／年次	一九三一年	一九三二年
麥酒	二、七七七磅	三、四八二磅
「ウイスキー」「ラム」「ブランデー」類	一四、七一五	一三、四五二
葡萄酒	三、八一二	三、〇九八
紙巻煙草	二六、一五九	一九、二〇五
精製煙草	五一、八七一	五一、四一八
未製煙草	二、八七六	五、〇七一
其の他煙草	一九四	一六一
「セメント」	九、九四〇	一〇、八六三
亞鉛引鐵板	二〇、八六二	一二、〇九五
「エナメル」器	五、七四三	六、五三六
產業用機械	二九、五一四	二二、三七七

「ジュートバック」	二六、五八三
人絹布	一六、〇八七
「ガソリン」	八九、五二一
自動車	二五、九〇八
自轉車	五、八四二
「モーターローリー」	一六、九一七
各種「タイヤー」及「チューブ」	四四、七八五
輸入總額	一、三〇八、七二六

一九三二年當領需要輸入品の徑路及其の額を示せば左の如し。

(一)	直接諸外國より	三二七、〇二九斤
	內譯 (イ)「ウガンダ」保稅倉庫より國境停車場經由直輸入	一六六、〇九八
	(ロ)小包郵便	六〇、九三一
(二)	「ケンヤ」に於ける輸入「ストック」の「トランスファー」	一、〇一一、六〇二
	內譯 (イ)道路、鐵道、湖水經由	一、〇〇四、八一〇
	(ロ)地元小包郵便	六、七九二
(三)	「タンガニカ」輸入「ストック」の「トランスファー」	八七、五八九

	內譯 (イ)輸入商品(小包を含む)	五、一五四
	(ロ)個人勘定正貨	四八、九〇五
	(ハ)「タンガニカ」產品	三三、五三〇

以上の輸入に關し當領の關稅取得額は大體二十八萬四千二百九十三磅にし前年に比し一萬八千百二十四磅の減少なり。

(ロ)輸出貿易

一九三二年當領の輸出額は二百二十二萬四千八百七十八磅(F、O、B、「モムバサ」値段)にして前年の百九十七萬八千二百六十二磅に比し二十四萬六千六百十六磅卽ち一割二分五厘方の增加なり。

當領の輸出品中最も重要なるは棉花にして之に棉實の輸出額を加算する時は當領國產品輸出總額の七割八分七厘七毛に相當す。

一九三二年「リント」の輸出額は八十二萬九千三百三「センタル」價額百五十八萬四千百七十二磅にして前年の七十五萬五千六百八十「センタル」百五十萬三千三百七磅と對照する時は數量に於て七萬三千六百二十三「センタル」、價額に於て八萬八百六十五磅の增加なり。

同年の平均値段は百封度に付一磅十八志三片にして前年及前々年は夫々一磅十九志九片及三磅二片なり。

當領産「リント」の主要市場は印度にして、同年印度への輸出額は七十四萬二千六十五「センタル」、價額百四十二萬一千六十二磅に及び、「リント」輸出總額の八割九分七厘に達したり。而して印度に次ぐ主要市場は英本國及日本にして日本への輸出は大體に於て日本商社の購買に係るものなり。今一九二七年以來の日本への輸出俵數を示せば左の如し。

一九二七年	二一、三二二俵（一俵四百封度入）
一九二八年	二五、一二七俵
一九二九年	一二、八三五俵
一九三〇年	三八、一二七俵
一九三一年	七、三〇八俵
一九三二年	二〇〇俵
一九三三年	三七、二四九俵（上海行を含まず）
一九三四年（三月末迄）	三九、六四九俵（上海行を含む）

而して一九三四年に於ては日本行は大體六萬俵に達するものと期待せらる。

一九三二年棉實の輸出額は五萬六千三百十一噸價額十六萬八千三百六十六磅にして、前年の四萬五千四百三十五噸、十四萬九千二百二十四磅に比し數量に於て一萬八百七十六噸を、價額に於て一萬九千百四十二磅を增加せり。而して棉實の大量は英國に輸出せられつゝあり。

一九三三年の輸出額は現在尙不明なるも、同年の海外相場は滿足すべきものなりしを以て相當增加したるものと察せらる。然るに一九三四年は棉實の海外相場は前年の半額に暴落し輸出は全く不可能となり從て地元取引もなく爲めに各工場主は之を燒却處分するの已むなき狀態に陷りたり。而して現在の處海外相場の昇騰も期待し難く、鐵道運賃引下げ運動も成功の見込なきを以て同年は本品の輸出杜絶の狀態に終るものと豫想せらる。

棉花及棉實に次ぎて重要なる國産輸出品は珈琲なり。一九三二年の輸出額は八萬七千七十七C・W・T價額二十二萬三千百六十二磅にして其の前年の六萬九千九百九十C・W・T十六萬一千三百八十磅に比し數量に於て一萬七千八十七C・W・T價額に於て六萬一千七百七十三磅の增加なり。而して一九三二年の此の輸出額は記錄を示したるものなるが一九三三年に於ては更に增加を示し其の額十萬C・W・Tを超過したり

一九三二年砂糖の輸出額は四萬一千四十九C・W・T四萬五千十二磅にして其の前年の四萬四千九百九十五C・W・T四萬六千五百七十六磅に比し減少を示したり。而して本品の輸出は殆ど全部

「タンガニカ」に向けられたるものなり。

以上の外主なる輸出品に付一九三一年及一九三二年の輸出額を示せば左の如し。

品名／年次	一九三一年	一九三二年
煙草類	一七、五三〇磅	二六、一六〇磅
錫鑛	二四、四三六	四七、一六八
落花生	二、〇七六	一六、二三二
牛皮	三六、六九六	二七、六八二
羊皮及獸皮	五、二六八	六、六二六
象牙	一六、一八四	二一、五四七
「シムシム」	三、七九九	四三、三六七
胡椒	五、五一五	三、八六六

當領國產品の主要需要地は英本國にして總額の九割を占めつゝあり。

第八章　金融機關

當領に於ける金融機關としては National Bank of India, Standard Bank of South Africa 及 Barclays Bank の三銀行あり。此等各銀行は「エンテベ」、「カムバラ」及「ジンジャ」に支店を有し東阿の金融を三分獨占し居れり。而して產業銀行等なし。

上記三銀行の外に Post Office Saving Bank あり。之は一九〇七年十一月に設立せられ、一九二六年に郵便局に移管大藏省の管理の下に置かれたるが、現在の處問題とするに足らざる狀態に在り。而して一九三二年末現在の預金者數は三千七百四十人にして前年より八百四十人を增加し、其の預金額は三萬四千九百七十九磅にして前年は三萬六百三十七磅なり。

第九章　財政及租稅

(一)　歲　出　入

一九三二年の當領會計は七十萬六千七十一磅の剩餘を示したるが、之に豫備金四十三萬三千八百五十七磅を合算し同年末迄の剩餘金は合計百十三萬九千九百二十八磅に達したり。

同年の歲出豫算は緊縮を旨として編成せられたるが同年初期に於て經常收入に不足の形勢見えたるが爲め收入に反更に經費節減の必要認められたり。依つて政府は諸事業の中止及繰延を實行したる映し年末に於ては意外に多額の剩餘を示したり。

同年の歲入豫算額は百三十四萬九百三十七磅なるも實際歲入額は豫想に反して六萬一千五百九十一磅の增加を示し、百四十萬二千五百二十八磅に達したり。而して增加を示したる主なるもの は公債の四萬九千六十六磅及利子の十二萬八千七百九十五磅にして公債の增加は一九三二年公債の募集の結果なり。又利子の增加は一九三二年末に於ける當領の投資の增加に基因するものなり。

之に對して減少を示したるものは關稅の六萬五千八百二十三磅及諸稅の四萬一千九百五十四磅なり。

當年の歲出豫算額は百三十八千七千六百五十六磅なりしも諸事業の繰延經費の節約等の爲め實際支出額は百二十九萬八千八百九十五磅なり。

(二)　主要稅目及收稅額

當領の主要稅目及其の收稅額（一九三二年）は左記の如し。

關　稅	二八五、一八四磅
棉花に關する諸稅	一三、四四六磅
自動車稅	二二、三〇一磅
印紙稅	九、七四九磅
商業鑑札稅	一六、五七六磅
人頭稅（土人）	五一九、三五七磅
同（非土人）	一三、八七〇磅

棉花に關する稅とは綿繰鑑札（普通棉花買付貯藏及棉花の包裝等の權利を包含す）稅にして其の稅率は各州に依り異り「ブガンダ」州に於ては年五十磅、西部州及北部州に於ては二十五磅なり。尙綿繰鑑札を有せざる者の棉花買付、貯藏、包裝等に對する稅金は年五十磅なり。

自動車稅の基礎は車體の重量にして大體一臺に付年額二磅乃至十五磅なり。

商業鑑札稅には卸及小賣の鑑札稅並行商鑑札稅とあり。卸兼小賣の鑑札稅は年額十五磅、小賣鑑札稅は七磅十志なるが、商店を二箇所以上有する場合は店一箇に付別に前者は五磅、後者は三磅十志を賦課せらる。而して行商鑑札は年額二磅八志なり。

消費稅は一九三一年十二月公布の Excise duties Ordinance に基き一九三二年一月一日より實施せられたるものにして其の種類及稅率は左の如し。

砂糖消費稅	一 C・W・T に付 一 志
茶消費稅	一封度に付 十 仙
紙卷煙草消費稅	一封度に付 七十五仙
其の他精製煙草消費稅	一封度に付 五 十 仙

印紙稅は一九一五年の Stamp Ordinance に基くものにして各種の書類貼付用印紙稅なり。

人頭稅は關稅と共に當領の二大財源なり。人頭稅には土人に課するものと土人以外のものに課するものとの二種類あり。土人人頭稅（Native Poll Tax）は土人の青年男子に對し一箇年五志乃至十志の範圍に於て各郡に於ける土人の支拂能力に依つて賦課せられつゝあり。而して本稅は領政府監督の下に土人「チーフ」之を收稅し、內收稅額を基礎とする一定額は土人政府に附與せられつゝあり。

現行土人々頭稅率及領政府の收入稅額（土人政府への附與額控除）を郡別に示せば左の如し。

州名	郡名	稅率	收稅總額	土人政府への附與額	領政府の受取額
「ブガンダ」州	「メンゴ」	一五志	五六、三三六		
	「エンテベ」	一五志	二四、四四九		
	「マサカ」	一五志	二〇、二〇三		
	「ムペンジ」	一五志	一八、五八八		
州計		一五志	一一九、五七六	二三、七六四	九五、八一二
東部州	「ブソガ」	二一志	八八、七八八		
	「ブガウェレ」	一八志	三八、〇一七		
	「ブギシュ」	一八志	三三、八九一		
	「ブダマ」	一八志	二七、一五四		
	「テソ」	一八志	五九、九三六		
	「カラモジャ」	五志	三、五六九		
州計		二五一、三八二		七一、六三三	一七九、七四九
北部州	「ブンヨロ」	一〇志	一二、二一七		
	「アチョル」	一四志	一一、六七五		

「チュア」	八志	六、六八九	—	—
西「ナイル」	八志	一六、四四八	—	—
「ランゴ」	一八志	四三、六七〇	—	—
州計		九〇、六九九	二三、四二二	六七、二七七
西部州 「トロ」	一一六志〇志	一三、〇二五	—	—
「アンコール」	二一六志	三〇、四六五	—	—
「キゲザ」	一一六志	一四、二一〇	—	—
州計	七志	五七、七〇〇	二二、八一六	三四、八八七
合計		五一九、三五七	一四一、六三五	三七七、七二二

非土人々頭稅(Non-Native Poll Tax)は土人以外の青年男子に課せられ一箇年一磅十志なり。

關稅は「ケンヤ」及「タンガニカ」との間には各品の自由且無制限移動が協定せられ居る爲め英領東阿以外に對する輸出入稅を意味するものなり。而して「ケンヤ」との關稅收入の分割は各領に於ける有稅品の消費高を基礎とせり。

東阿に於ては「コンゴー」盆地條約の下に諸外國品に對し平等の待遇が保障せられ、從つて輸入稅率は各國品に對し平等なり。而して一般稅率は從價(輸入港に於ける陸場値段を基礎とす)二割にして建築材料、手工具、乘物及其の部分品等は低率とせられ、藥劑、包裝材料、消毒及殺菌劑、殺虫劑、機械敎育用品、道路、灌漑、下水及衞生上の必要品、農業用品等は免稅品とせらる。

當領關稅は主として酒類、煙草類、綿製品及「ベンヂン」等の輸入稅なり。

當領輸出稅の主要なるものは棉花の輸出稅なり。之は前年十二月中旬に於ける特定日の「ジュー ン・アメリカン・ミッドリング」に對する「リヴァプール」棉花取引所の「クロージング・プライス」が六片以上になりたる場合課せらるゝものにして一九三二年には賦課せられざりしも一九三三年には課せられたり。

以上の外當領收入源の主なるもの及一九三二年の之等の收稅額を示せば左の如し。

森林稅	九、三四三磅
種痘稅	五、〇五四磅
自動車稅	一四、〇六四磅
土地稅	二三、三四一磅
象牙賣上げ	一二、六七二磅

(三) 負債及財產

一九三二年末現在の公債の狀態を示せば次の如し。

公債名及額	一九三二年末未拂額	備考
「ウガンダ」政府五分利公債二百萬磅	二百萬磅	一九三五年九月一日より償還開始

鐵道、道路其の他當領發展の爲めの公共事業費に充つる目的を以て募集したるものなり。

一九三二年公共事業の爲めに支出したる額は左の如し。

西部州道路建設	五六、〇三九磅
給水事業	一七、九六八磅
「カムパラ」產業燃料供給	三、九一四磅
電柱の取替	六、九〇三磅
睡眠病中央研究所	一八、二八九磅
計	一〇三、一一三磅

一九三二年末現在當領の剩餘金總額は百十三萬九千九百二十八磅にして內九十三萬一千九百九十五磅は投資せられ十二萬六千九百四十三磅は現金にて保有したり。而して殘額は現金立替、公債募集を當にしたる事業費等に融通せられ居れり。

第十章　教　育

當領に於ては教育機關は極めて不備にして從つて在住歐洲人は其の子弟を英本國及南阿等に送りて教育しつゝある有樣なり。現在歐洲人子弟の爲めには僅かに「カムパラ」に小規模の幼稚園あり、二三十名の生徒を收容し居るに過ぎず。

印度人子弟の爲には印度人の所有に係る初等教育機關あり、初等教育は地元に於て施されつゝあれども高等教育機關は全然なきを以て之が爲めには子弟は印度に送られつゝあり。最近「カムパラ」及「ジンジヤ」に中等學校が開設せられたるが、上級學校の設立せらるゝに至る迄には尙相當の年月を要すべし。

印度人經營の學校は政府の補助金を受け「インディアン・アドバイサリー・カウンシル」の監督下に置かれたり。

「ゴア」人子弟の教育機關としては「エンテベ」及「カムパラ」に幼稚園（政府より補助金を受く）あるのみなり。

以上の如く土人以外の教育は等閑に附せられつゝあれども、土人の教育に對しては當局も相當

力を注ぎつゝあるを以て、教育機關も年々完備に向ひつゝあり。以下土人教育狀況を略述すべし。

當領に於ける土人男子の爲めの學校には左記の如き種類あり。

(1) Sub-grade School
(2) Elementary School
(3) Lower middle School
(4) Upper middle School
(5) Junior Secondary School
(6) College（「カムパラ」に在り Makarere College と稱し主として職業教育を施しつゝあり。）

小學校は「ディストリクト」の利益を代表する「ディストリクト・ボード」の管理に屬し、經營費は土人自治政府資金及領政府よりの補助金を以てす。

小學校の修業年限は四箇年にして小學校に於ける用語は各種族語なるも「ニロ」族地方の小學校に於ては上級生に對しては「スワヒリ」語を採用するに至り、「ブガンダ」及東部州「ブソガ」地方の小學校に於ては「ルガンダ」語が使用せられつゝあり。

中等教育の修業年限は六箇年英語を教授す。而して其の卒業試驗は Markarere College の入學試驗を兼ぬるものとす。

「マカレレ」大學には醫科、獸醫科、農業及測量技術官養成科、學校長養成科等あり。

同大學には最近年限三箇年の高等諸學校入學準備の爲めの豫備科なるもの設置せられたるが、同科修業の生徒は上記大學の各科に入學の保障が與へらるゝものなるを以て東阿各地よりの入學希望者頗る多し。

當領には高等教育を受け得られざるものゝ爲めに「セントラル・スクール」なるものあり。本校は上級小學及下級中等教育を施すものにして最終の三學年に於て英語を教授しつゝあり。

以上の外工業學校、農學校及師範學校等の特種學校數校あり。

女子教育は中學程度迄男子の場合と同樣なり。而して最上級學校としては「ミッション」の創立は係る大學二校ありて、良家の娘に對し地方の必要に合する最終的教育を施しつゝあり、學科中には手工、編物、育兒法等を包含す。

生徒より徴收しつゝある授業料の範圍は教育の種類及學校の別に依りて異るも大體左揭の如し。

(イ) 通學學校

Sub-grade School	無　料
Elementary School	一箇年十二志ヨリ四磅迄
Central School	一箇年十二志乃至三十六志
Lower middle School	一箇年十二志乃至四十八志
Upper middle School	同　上

(ロ) 寄宿學校

Lower middle School	一箇年七十志乃至三百四十志
Upper middle School	一箇年七十志乃至四百二十志
Junior Secondary School	一箇年六十志乃至四百三十志
Markarere College	一箇年三百志
Government Technical School	一箇年百五十志

寄宿學校の授業料は一般に食料被服、宿泊、學用品代を含むものなり。

「ミッション・スクール」の大部分は教科書及學用品を無料にて供給しつゝあり。

一九三二年政府の支出したる教育費は七萬千五百磅にして内三萬三千六十八磅は「ミッション・スクール」に對して補助したるものなり。

尙同年土人自治政府の資金中より「ディストリクト・ボード」へ支出したる金額を用途別に表示すれば次の如し。

州別及使途	小學校	教員養成校	特別奬學金	計
「アデレード」	二、三五〇磅	—	五二五磅	四、二七五磅
東部州	四、六〇〇	二、八四一	九九四	八、九二五
北部州	二、一一五	四九四	六七八	三、六四二
西部州	一、〇七五	五三五	一四六	二、〇二一
計	一〇、一四〇	三、八七〇	二、三四三	一八、八六三

「ブンヨロ」及「トロ」兩郡に於ては總べての土人納税者に對し一箇年一志の教育税を賦課しつゝあり、最後に當領の小學校及特種學校及其の教員數及生徒數を表示すれば左の如し。

(イ) 補助金を受くる小學校

所屬	「プロテスタント」	「マホメダン」及非宗教	合計
校數	九八	一七	一九五
歐洲人教師	一七	—	五八
土人教師	三九一	二七	七三三
加特力官營	八一	三	一七	一九五
	四一	—	—	五八
	三〇八	七	二七	七三三

兒童（男）	五、〇〇三	七、五一二	一六四	五九六	一三、二七五
兒童（女）	一、七九四	一、五〇〇	—	—	三、二九四

(ロ) **補助を受けざる小學校**

所屬	「プロテスタント」	加特力	合計
校數	二、三二八	二、七三一	五、〇五九
歐洲人教師	一	四〇	四一
土人教師	二、八二〇	三、二八〇	六、一〇〇
兒童（男）	六〇、五五三	五八、六二七	一一九、一八〇
兒童（女）	三九、四〇一	四二、八七一	八二、二七二

(ハ) **師範學校**

所屬	「プロテスタント」	加特力	官立	合計
校數	二一	二〇	一	四二
歐洲人教師	一二	二〇	一	三三
土人教師	三八	三四	五	七七
生徒（男）	一、〇一六	二五七	一一五	一、三八八
生徒（女）	五八二	七一	—	六五三

(ニ) **特種學校**

所屬	「プロテスタント」	加特力	私立	合計
校數	三一	二一	一	五三
歐洲人教師	一八	四四	—	六二
土人教師	一〇五	一八	六	一二九
生徒（男）	一、〇一六	二五七	一一五	一、三八八
生徒（女）	五八二	七一	—	六五三
加特力所屬校數				三七校
官立校數				三〇五校
合計				一六四校
				五〇六校

(ホ) **工業學校**

「プロテスタント」所屬校數　二一校
教師數　四八名
生徒數（男）　五九〇名
生徒數（女）　三五六名

(ヘ) **印度人經營學校**

當領土人社會に於ては家族間の關係は頗る密接にして相互扶助は彼等の義務とせられ居る有樣

なる爲め孤兒院其の他之に類似の慈善機關はなく稀に後見保護するものなき孤兒、老年者及虚弱者等ありたる場合は「ミッション」に於て保護を加へつゝあり。

第十一章　土人の衞生及出生、死亡狀態

當領土人の衞生狀態を見るに近時土人は漸く衞生保健に目醒め來りつゝありと雖も、未だ文明人に比し及ばざること遠く其の醫療設備等も極めて不完全なり。從つて罹病數及死亡數は頗る多く一九三二年に於ける罹病者に對する死亡率は五割八分九厘を示したり。

土人間には傳染病頗る多く傳染病は全病氣の二割九分にして、之に依る死亡數は大體三割五分なりと云ふ。

左に土人間に於ける主なる傳染病狀況に付略述すべし。

(イ)　睡　眠　病

過去八年の罹病數及死亡率を示せば左の如し。

年次	罹病數	死亡數
一九二五年	二〇九	一五三
一九二六年	三七二	一二三
一九二七年	二八三	七九
一九二八年	六五六	六七

一九二九年	一、五七二
一九三〇年	六三八
一九三一年	四七一
一九三二年	五三六

一九三二年の罹病數の內三百七十八は北部州の數にして、更に其の大部分は「ウエスト・ナイル」郡の羅病數なり。

一九三一年「エドワード」湖及「ジョージ」湖附近の睡眠病流行地域に發病したるものは一九三二年に持ち越し罹病者數百十四に達したり。而して此の地方の罹病者の多くは白耳義領「コンゴー」よりの移民にして彼等は「コンゴー」に於て受菌したるものなりと云ふ。

領當局は本病根絶に最大の努力を拂ひつゝある爲め一九三二年末には之以上蔓延の恐なしと報じたり。

(ロ)「チブス」

當領に於ける「チブス」は一九三二年に初めて發生したるものにして、其の病菌は「コンゴー」より移入せられたるものなり。現在「チブス」は當領中只「キゲジ」郡に限られ居り他地方への蔓延の危險は目下の處なきも、本病の根絶は頗る困難なるもの、如し。蓋し「キゲジ」郡の

	七八	
	五一	
	一一七	
	八五	

土人は毛皮を身體に纏ひ居り、病菌の媒介をなす虱の寄生甚だしく之が根絶の不可能なるを以てなり。

一九三二年末迄の罹病數は百二十にして、內死亡數は九なりと云ふ。

(ハ)黑死病

一九三一年及一九三二年の罹病數及死亡數は夫々二千三百七十八、(罹病數)二千二百九十九(死亡數)及一千四十五(罹病數)、九百九十(死亡數)なり、而して此の大部分は「メンゴ」郡の「ケース」なり。

(ニ)「マラリア」

「マラリア」は當領に於ける病氣中最も「ポピュラー」なるものにして、當領土人にして之に罹らざるものは殆どなき有樣なり。而して一九三二年の發病數は四萬七千九百五十なりと報せらるゝも實際の罹病數はより多數なるべし。

過去五箇年の病氣千に對する「マラリア」の割合を示せば左の如し。

一九二八年	八三
一九二九年	七七

一九三〇年　七五
一九三一年　七五
一九三二年　六九

(ホ)「ブラック・ヲーター・フィーバー」

本病の病源は現在尙確實ならざるも死亡率は甚だ大なり。一九三二年の罹病數は百二十五にして死亡數は四十なり、而して罹病者の大部分は外來の阿弗利加土人なりと云ふ。

(ヘ)腦背髓膜炎

一九三一年の罹病數は三十三に過ぎざりしも一九三三年には二百三十五に達したり。而して此の增加は「ウエスト・ナイル」地方中「アリンガ」に隣接地方一圓に流行したる爲めなり。

(ト) Relapsing fever.

一九三一年及一九三二年の罹病數は夫々八百七十一及千三百三十六なり。

本病は殆ど全部「ブガンダ」州及西部州に限る。

(チ) Encephalitis lethargica.

一九三二年の罹病數は十三なり。

(リ)「インフルエンザ」

一九三一年十二月「キングム」に發生し、一九三二年一月には「ランゴ」、「マジ」、「ブンヨロ」及「グル」の諸郡に蔓延し其の罹病數は一萬五千百四十四に達したり。然れども當領の「インフルエンザ」は惡性のものにあらず其の死亡率は極めて低率なり。

(ヌ)赤痢

一九三二年の罹病數は二千六百五十五にして內死亡したるものは二十六人なり。

(ル)癩病

一九三二年に於ては新患者數二千百七十四に達したり。

當領に於ける癩病患者の割合は各種族に依り異るも大體人口千人に對し〇・五人乃至一二・六人にして「ランゴ」郡に最も多し。

(ヲ)肺結核

最近四箇年の患者數及死亡數を示せば左表の如し。

年次	患者數	死亡數
一九二九年	三七九	三四
一九三〇年	三二四	四四

一九三一年	三六三	五六
一九三二年	六八七	六六

(ワ) 徴毒及類似病

最近五箇年の患者數を示せば左の如し。

一九二八年	一〇四、一四一人
一九二九年	一一二、一〇〇
一九三〇年	一〇四、〇四五
一九三一年	一一二、一八九
一九三二年	一一二、二〇五

(カ) 癩病

一九三二年治療を受けたる患者數は一萬五百九十一人にして其の前年に比し著しき增加なり。當領に於ける醫療設備としては官營病院あり、其の數は歐洲人の爲めのもの四、亞細亞人の爲めのもの九、土人の爲めのもの二十二あり。而して土人の爲めには別に施藥所八十五あり。當領に於ける出生及死亡率を示せば左の如し。

年次	死亡率 (人口千ニ對シ)	出生率 (人口千ニ對シ)
一九二七年	不明	二八・一四
一九二八年	不明	二八・一三
一九二九年	二二・〇六	二九・一九
一九三〇年	二一・七五	二九・一八
一九三一年	一八・三〇	二八・一一
一九三二年		

右表に依つて見る時は出生超過を示し居るも出生率の記錄は死亡率のものより正確なるものなることは注目すべき處なり。而して一九三二年の死亡率の減少は大體屆出の怠慢に依るものなりと稱せらる。

第十二章　所得及生活費

(一)　土　人

一九三二年に於ける月平均被傭勞働者數は四十萬七千百九十八人にして其の大部分は不熟練勞働者なり。而して其の内約八割九分は農業に吸收せられ五分五厘は他產業に、三分八厘は鐵道及政府の諸事業に、七分九厘は建築に從事するものにして殘餘は家庭僕婢なり。

家庭僕婢、運轉手、大工及石工等の給料は大體一箇月夫々二十志、四十志、三十志見當なるも、不熟練勞働者給料の平均は一箇月十二志なり。而して一九三二年に於ては「ケンヤ」、「ウガンダ」鐵道會社は優良なる永續勞働者を得る方針の下に一割五分方の增給をなしたるも、政府に於ては其の臨時勞働者の給料を一割方引き下げたり。

次に土人の生活費の方面を見るに各種族に依り異るも「バガンダ」人は「バナナ」を常食として居り其の値段は大體一房四十仙見當にして一房は凡そ三日の食料を滿たすに足るを以て彼等一箇月の食費は四、五志見當なり。其の他の種族は主として甘藷、穀、豆等を常食とし居り、甘藷の平均値段は一籠（四五日の食糧に充分なり）二十五仙見當、穀及豆は一封度（二日の食糧）大體八仙なるを以て此等を常食とする種族の一箇月の食費は一志乃至二志なり。尤も右は主食物にして時節及各自の嗜好に依りて各種の野菜が添へられ又時折り魚及肉等を食するも此等の爲めに要する費用は實際少額なり。

其の他被服費及住居費を要するも其の必要限度は月額平均二三志見當なるを以て「ウガンダ」土人の生活費は大體五志乃至八志と見て誤りなかるべし。

右は勞働者の所得及生活費にして自作農の場合は生活費は大差なきも收入は棉及珈琲其の他農作物の栽培に依り相當多く他領に於ける土人に比し裕福なり。

(二)　土人以外のもの

商事會社及農園等に雇傭せらるゝ歐洲人の給料は大體に於て一箇年二百四十磅乃至七百五十磅にして而も大部分の場合住宅料及醫藥料を給與せられつゝあり。然れども一九三二年以來一割乃至一割五分の減給若くは就業時間の延長が實行せられつゝあり。

其の生活費は大體月十八磅乃至二十五磅なり而して當領に於ける被服の値段は倫敦値段より五割乃至七割方高價なり。

當領に於ける印度人の給料は歐洲人より低給なるも、彼等の生活費は歐洲人の半額以下なり。

而して彼等の多くは小商人、綿繰工場被傭人、「ブローカー」等なるが綿繰工場被傭人中には月額五、六十磅の給料を取るもの珍しからず。

第十三章　「ウガンダ」輸入貿易將來の動向

一九三二年當領の輸入總額は百三十二萬六千二百二十磅にして、大體英領東阿輸入總額の二割六分を占めつゝあり。而して現在當領は其の需要製品は悉く外國よりの輸入に俟つの外なき有樣にして而も製造工業は當分發達の望なきを以て其の需要の場合は直に輸入の增加を招來すべき狀態に在るも、凡そ輸入品の種別及其の額は（一）人口の數（二）人口の文化の程度及生活樣式（三）必要水準の高低（四）人口の購買力等に依りて動くものなる處、當領に於ける人口を見るに大部分は土人にして其の數は僅かに三百五十五萬に過ぎず、而も其の增加率は極めて低率なるを以て今後輸入の增加を土人々口の數の上に期待することは到底望み難き處なり。

然れども彼等の文化の程度及生活水準は高まり生活樣式も亦變改を迫る傾向年々顯著なるものあり、更に將來當領農產品に對する海外相場の回復に依りて輸出貿易及農產業の發達は充分期待し得る處にして之に依りて土人の收入は增加し、購買力は增大し更に製品の需要增加に依り輸入增加を招來するに至るべし。當地方土人は貯蓄心に乏しく收入は殘らず衣食に費しつゝある（當市場が人口の割合に輸入額の多きは之が爲めなり）爲め、所得の增加が商品需要に反映することは

他市場に比し一層顯著なり。

勿論以上の輸入增加の範圍及速度は數字を以て示すことを得ざるも、徐々に實現せらるべきことは現在當領の諸情勢より見て確言するも誤なかるべし。而して斯く來るべき輸入貿易發達の道程に於て必然的に現はるゝ現象は輸入品「ライン」の變化なり。

當領の主要輸入品たる綿製品に就て見るに其の主要需要者たる土人が現在其の被服用として需要しつゝある綿布の領域は彼等の文化の向上と購買力の增大に依り或程度迄人絹及絹に侵さるゝに至るべく、少くとも現在の値段第一主義の情態は良質第一主義に變るものと見ざるべからず。

現に當領中文化程度の最も高き「プガンダ」州の土人には近時人絹を需要する向增大し又安値品より良質品に轉向する傾向あり。而も之は棉花及其の他農產品の生產增加に伴つて益〻顯著となりつゝありと云ふ。斯くて現在多額に輸入せられつゝある綿製品は將來此の上格段なる增加は期待し得ざる處なり。只目下尙殆ど裸體にて生活しつゝある土人の數少からず、彼等の向上道程に於ける需要に望を掛け得るに過ぎざるべし。而して將來に於ては人絹、絹、雜貨、瀨戶物、「エナメル」器、建築材料、「ジュート」袋、農產業用機械器具等により大なる增加を見るべしと豫想せらる。既に人絹絲の如きは需要增加し一九三二年の輸入額は前年の倍額に達したり。

右の見地より日本よりの輸入を一瞥するに、現在日本よりの輸入品中最も多額を占めつゝあるは綿布にして、其の額は當領輸入綿製品總額の大體五割乃至六割を占めつゝあり。然れども今後本邦綿布の輸入增加は英國其の他諸國品の領域を侵すことなくして大增加は到底望みなき所なり。何となれば當領の需要額は只土人の文化向上及土人產業の發達に基く其の購買力の增大に懸るものにして土人々口の大增加は期待し難き處なればなり。

而も本邦綿布に對する競爭相手は英國品にして、英國側は本邦綿布の輸入防壓を企圖しつゝあるを以て將來何等かの術策を施すに至るべく、彼此を考慮する時は當市場に於ける本邦綿布の將來は甚だ寒心に堪へぬものありと云ふべし。但し現在輸入せられつゝある種類の本邦綿布が將來望なく其の輸入が減退すべしと斷するものにあらず。蓋し裸體生活者等の文化向上の道程に猶安物綿布需要增加の「マージン」あるを以てなり。

之に反し上等綿布、人絹、絹、雜貨、建築材料等に關しては當領の需要增加により大なる「マージン」あり。而して本邦品は現在當方面へも非常なる勢を以て進出し來りつゝあれども、尙安値綿布の行詰りの現狀に比すれば發展の餘地頗る大にして、今後本邦品が此の方面に發展すべきは自然の勢なるを以て此處に本邦よりの輸入に對しより大なる期待を掛け得るものなり。

72
55